

障がい者のための福祉ガイド

～障がいのある人もない人も
共に育ち、共に暮らし、共に働く共生社会を目指して～

平成28年度版



高岡市
TAKAOKA



障がい者手帳の交付	1
医療費の助成	2
障がい福祉サービス・児童通所支援等	3
地域生活支援事業	4
在宅福祉サービス	5
住宅	6
年金や手当の支給	7
税の負担の軽減	8
公共料金等の割引	9
社会参加促進	10
その他の福祉サービス	11
教育機関	12
相談窓口	13
資料	

ガイドの使い方

- 1 このガイドは、障がいのある方々に対する福祉制度やサービスについて個別に説明したものです。もっと詳しく知りたいときや実際に申請などを行う場合には、担当窓口へお問い合わせください。
- 2 このガイドは、平成28年6月現在の状況に基づき作成されています。その後、法律改正等により内容や金額が変更になることがありますので、ご了承ください。
- 3 このガイドの見方は、まず目次をご覧になって必要な項目を探るか、早見表をご覧になり、該当ページをお開きください。

この福祉ガイドを、皆様の生活の中でお役立ていただければ幸いです。

「障がい」の表記について

「障がい」の表記のあり方については、障がい者制度改革推進本部において、『「障害」の表記に関する検討結果について』がまとめられています。その結果では、特定の表記は決定されず、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後制度改革の集中期間内をめぐり一定の結論をえることとされました。

しかし、「障害」の「害」を人に対して使用する場合、負のイメージが強く不快さを感じる場合があることから、高岡市障がい者のための福祉ガイドにおいては、法律等で使用されている用語、関係団体・施設の名称、制度の名称などの専門用語を除き、「障がい」の表記としました。

目次

等級別早見表	3～4
1 障がい者手帳の交付	
身体障害者手帳	5
療育手帳	5
精神障害者保健福祉手帳	6
2 医療費の助成	
重度心身障害者等医療費助成	7～8
自立支援医療費（更生医療）支給	9
自立支援医療費（育成医療）支給	9
自立支援医療費（精神通院医療）支給	10
自立支援医療の利用者負担上限額	10
特定疾患医療費助成	11
小児慢性特定疾病医療費助成	11
特定疾病医療費助成（慢性腎不全等）	11
3 障がい福祉サービス・児童通所支援等	
総合的に支援するサービスのしくみ	12
サービス利用までの流れ	13
サービス等利用計画・支援利用計画	14
障がい福祉サービス（介護給付）の内容	15
障がい福祉サービス（訓練等給付）の内容	16
児童通所支援の内容	16
地域相談支援の内容	16
介護保険制度と総合支援法との適用関係	17
サービス利用者負担上限額	17
4 地域生活支援事業	
移動支援事業	18
訪問入浴サービス	18
日中一時支援事業	18
地域活動支援センター事業	18
地域生活支援	18

5 在宅福祉サービス	
補装具	19
日常生活用具	20～22
軽度・中等度難聴児のための補聴器購入費助成	23
歯科診療	23
福祉電話・聴覚障害者緊急通報サービス	24
スポーツ備品の貸出	24
図書・録音図書の貸出	24
点字図書等の貸出、閲覧	24
県聴覚障害者ビデオライブラリー	24
車椅子の貸出	24
6 住宅	
住宅改修費の助成（日常生活用具給付事業）	25
住宅改善費の助成（県単独事業）	25
住みよい家づくり資金融資	26
公営住宅への入居	26
7 年金や手当の支給	
障害基礎年金	27
障害厚生年金	27
特別障害給付金	28
特別児童扶養手当	29～30
児童扶養手当	31
障害児福祉手当	32
特別障害者手当	33～34
高岡市中心身障害者福祉年金	35
高岡市重度心身障害者等介添年金	35
心身障害者扶養共済制度	36
8 税の負担の軽減	
所得税・住民税	37
個人事業税の非課税と減免	37
贈与税の非課税	38

相続税の控除	38	選挙の点字投票	47
自動車税・自動車取得税・軽自動車税	39	高岡市が発送する郵便物の穴あけ	47
利子に対する税	39	視覚障がいの方の郵便料	48
9 公共料金等の割引		青い鳥郵便葉書の無償配布	48
有料道路	40	成年後見制度利用支援事業	48
あいの風とやま鉄道、JR、路面電車、路線バス、国内航空	41	福祉避難所	48
高岡市コミュニティーバス「こみち」	42	避難行動要支援者名簿への登録	48
公営バス	42	災害時避難の手引き・避難カード	48
タクシー料金	42	12 教育機関	
福祉タクシー利用券	42	小・中学校	49
市営駐車場割引	43	特別支援学校	49
NHK放送受信料	43	13 相談窓口	
その他の料金割引制度	44	障害者相談員	50
10 社会参加促進		志貴野身体障害者相談支援センター	50
スポーツ教室の開催	45	障がい者相談支援センターかたかご	50
音楽活動	45	あしつきふれあいの郷生活支援センター	50
声の広報・発行	45	富山県高岡児童相談所	50
手話教室	45	富山県発達障害者支援センター	50
自動車運転免許の取得	45	富山県高次脳障害支援センター	50
自動車改造費の助成	45	富山県ひきこもり地域支援センター	50
高岡市福祉バス・富山県福祉バス	46	富山県障害者職業センター	50
盲導犬の購入費助成	46	高岡障害者就業・生活支援センター	50
身体障がい者リハビリ教室	46	高岡公共職業安定所	50
視覚障がい者の方の生活訓練	46	高岡聴覚総合支援学校	50
手話通訳者の派遣	46	富山視覚総合支援学校	50
要約筆記者の派遣	46	資料	
11 その他の福祉サービス		身体障害者障害程度等級表	51～52
生活福祉資金貸付制度	47	個人番号（マイナンバー）について	53～54
日常生活自立支援事業	47	市内障がい福祉サービス事業所一覧	55～61
耳のシンボルマーク	47	窓口一覧、障害者団体名簿	62
選挙の郵便投票	47	障がい者に関するマークの紹介	63

1 障がい者手帳の交付

障がい者手帳の交付を受けることで、福祉制度やサービスを受けることができます。

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433

身体障害者手帳（赤色）

- 1 対象者：視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、上肢、下肢、体幹、運動機能、心臓機能、じん臓機能、呼吸機能、ぼうこう機能、直腸機能、免疫機能、肝臓機能に、永続的な障がいがある方
- 2 障がい程度：重い方から順に 1 級から 6 級まで分けられています。（P51～52 参照）
- 3 交付申請に必要なもの

(1) 診断書	指定を受けた医師の診断を受けてください。 （指定医師については、社会福祉課までお尋ねください。） 診断書の様式は社会福祉課にあります。
(2) 顔写真	たて 4cm×よこ 3cm 1 年以内に撮ったもの。デジタルカメラで撮影したものも可
(3) 印鑑	申請者本人のもの。シャチハタは不可

- 再認定が必要な方は、手帳の写真の下に記載があります。（再認定日の 2 ヶ月前から更新手続きができます。）
- 障がいの程度が変わったときや手帳を紛失、破損されたときは再交付の申請をしてください。
- 本人または保護者の氏名、住所が変わったときや死亡されたときは届け出てください。

療育手帳（緑色）

- 1 対象者：知的発達に一定以上の障がいがある方
- 2 障がい程度：重い方から順に A と B に分けられています。
- 3 交付申請に必要なもの

(1) 顔写真	たて 4cm×よこ 3cm 1 年以内に撮ったもの。デジタルカメラで撮影したものも可
(2) 印鑑	申請者本人のもの。シャチハタは不可
(3) 母子手帳	お持ちの方のみ。成育歴などをお聞きする際に参考になります。

- 申請の際は、お尋ねすることなどがありますので、なるべく本人の生育歴等を説明できる方が一緒に来られるようお願いいたします。
- 再判定が必要な方は、手帳の「次の判定年月」の欄に記載があります。（次の判定年月の 1 ヶ月前から更新手続きができます。更新案内はいたしません。）
- 障がいの程度が変わったときや手帳を紛失、破損されたときは再交付の申請をしてください。
- 本人または保護者の氏名、住所が変わったときや死亡されたときは届け出てください。

精神障害者保健福祉手帳（青色）

- 1 対象者：精神疾患のため、長期にわたり日常生活または社会生活上の制約がある方
- 2 障がい程度：重い方から順に1級から3級まで分けられています。
- 3 交付申請に必要なもの

- ・障害年金証書で申請する場合

(1) 障害年金証書	精神障がいを支給事由に障害年金を受給している方は、障害年金証書や年金振込（支払）通知書など基礎年金番号のわかる書類をお持ちください。
(2) 顔写真	たて4cm×よこ3cm 1年以内に撮ったもの。デジタルカメラで撮影したものも可
(3) 印鑑	申請者本人のもの。シャチハタは不可

- ・診断書で申請する場合

(1) 診断書	所定の診断書の様式は社会福祉課にあります。 精神障がいを支給事由に障害年金を受給している方は診断書が不要です。
(2) 顔写真	たて4cm×よこ3cm 1年以内に撮ったものでデジタルカメラで撮影したものも可
(3) 印鑑	申請者本人のもの。シャチハタは不可

- 2年ごとに更新手続きが必要です（有効期限日の3ヵ月前から更新手続きができます。更新案内はいたしません。）
- 障がいの程度が変わったときや手帳を紛失、破損されたときは再交付の申請をしてください。
- 氏名、住所が変わったときや死亡されたときは届け出てください。

高岡市外へ転出される方へ

障がい者手帳を、転出先の市区町村の福祉担当窓口へ届け出てください。ただし、障がい者支援施設に入所している方は、高岡市役所社会福祉課に届け出てください。

発達障がいの方へ

発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現する障がい」を指し、支援の対象となっています。具体的な例は、視線が合わないや言葉が出ない、場面にふさわしい行動がとれないや集団行動がとりにくいなどです。早期に発見し発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることが特に必要です。気になることがあれば、市役所社会福祉課または下記支援センターまでご相談ください。

【富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」】

〒931-8443 富山市下飯野36 (Tel: 076-438-8415)

2 医療費の助成

重度心身障害者等医療費助成

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433

※伏木支所、戸出支所、中田支所でも受付できます。

※地区連絡センターでは、重度心身障害者等医療費（一部負担金還付）助成申請書の受付のみできます。

障がい程度と年齢区分により、医療費（保険診療分）の自己負担分が助成されます。なお、世帯の前年合計所得金額を合わせた額が 1,000 万円未満の人が対象となります。事前に受給資格証の交付を受けてください。

1 対象者

障がい程度 \ 年齢	0 歳～64 歳	65 歳以上
・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A 〔重度〕	自己負担分を全額助成します。 現物給付	償還払い
・国民年金法等による障害年金 1 級 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 〔重度〕		医療機関で支払われた保険診療分の一部負担分を還付します。（※2）
・身体障害者手帳 3 級と 4 級の一部（※1） ・国民年金法等による障害年金 2 級 ・精神障害者保健福祉手帳 2 級 〔中度〕		現役並み所得者 償還払い 本人負担額から高齢者医療確保法により算定した額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を控除し還付します。（※2） 一般所得者 保険診療分の一部負担金を還付します。（※2）
・身体障害者手帳 上記以外の 4 級～6 級 ・療育手帳 B 〔軽度〕		(65 歳から 69 歳まで) 一般所得者 現物給付 自己負担分の内、1 割助成します。（医療機関等で一部負担分（2 割分）を支払ってください。） 現役並み所得者 医療費助成はありません。（※3）

現物給付

・・・病院及び薬局等の窓口での保険診療支払いが不要または軽減されます。

償還払い

・・・いったん病院及び薬局等の窓口で保険診療分の一部負担分を支払った後、市の窓口へ申請されると後日、本人名義の口座へ振り込みます。

- ※ 1 (1) 音声又は言語機能の著しい障がい
(2) 両下肢のすべての指を欠くもの
(3) 一下肢を下腿の1/2以上欠くもの
(4) 一下肢の機能の著しい障がい
- ※ 2 後期高齢者医療被保険者であること
- ※ 3 高額な医療費の支払いをされた場合、医療費助成が発生する場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

2 受給資格の登録申請に必要なもの

(1) お持ちの障がい者手帳	国民年金法等による障害年金1・2級受給者は障害年金証書
(2) 印鑑	申請者本人のもの。シャチハタは不可
(3) 健康保険証	
(4) 所得課税証明書	1月1日現在に住所票が高岡市外にあった人
(5) 世帯全員分の住民票、 世帯全員分の所得課税証明書	世帯状況及び所得情報を確認することへの同意をいただけない人
(6) 本人名義の通帳	65歳以上で障がい程度〔重度〕〔中度〕の人

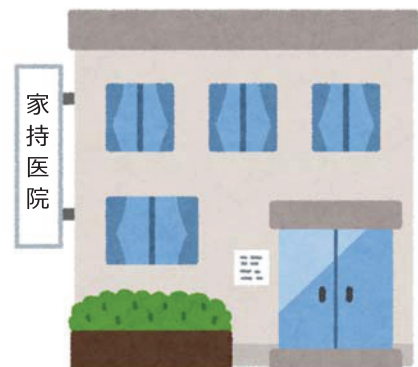
3 受給資格の登録後、償還払いの方は、下の(1)～(3)を窓口にお持ちください。

- (1) 支払った領収書（氏名、日付、領収印のあるもの）
- (2) 一部負担金還付該当者証
- (3) 重度心身障害者等医療費（一部負担金還付）助成申請書

4 受給資格の登録後、現物給付の方は、下の(1)～(3)を病院及び薬局等の窓口にご提示ください。

- (1) 医療費助成受給資格証
- (2) 健康保険証
- (3) 福祉医療費請求書（65歳未満の人：青色、65～69歳の人：黄色）

※ 県外で受診された医療費は、福祉医療費請求書はご利用できません。償還払いとなります。①支払った領収書②印鑑③本人名義の預金通帳等を持って申請ください。



自立支援医療費（更生医療）支給

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369
 市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433

自立支援医療（更生医療）の対象となる疾患について、身体障害者手帳をお持ちの、18 歳以上の方で、身体上の障がいを軽くしたり取り除いたりするために指定自立支援医療機関で医療を受ける場合に医療費を助成します。原則として、市へ事前の申請が必要です。入院している人の食事代は、入院と通院の公平を図るため原則自己負担になります。

申請に必要なもの

(1) 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書	
(2) 診断書	指定を受けた医師の診断を受けてください。指定医師については、社会福祉課までお尋ねください。
(3) 健康保険証	受診者と同じ医療保険に加入する方全員分の保険証が必要です。
(4) 身体障害者手帳	心臓手術をされた方は、同時申請が可能
(5) 印鑑	申請者本人のもの。シャチハタは不可
(6) 特定疾病療養受療証	腎臓機能障がいに対する人工透析療法の場合
(7) 年金額のわかるもの	市民税非課税世帯であって障害年金や遺族年金を受給されている方

自立支援医療費（育成医療）支給

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369
 市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433

18 歳未満の身体に障がいや病気のある児童、又は現在の疾病を放置しておくと将来障がいにいたると認められる児童等に対して、身体上の障がいを軽くしたり取り除いたりするために指定自立支援医療機関で医療を受ける場合に医療費を助成します。入院している人の食事代は、入院と通院の公平を図るため原則自己負担になります。

申請に必要なもの

(1) 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書	
(2) 診断書	指定を受けた医師の診断を受けてください。指定医師については、社会福祉課までお尋ねください。
(3) 健康保険証	児童と同じ医療保険に加入する方全員分の保険証が必要です。
(4) 印鑑	申請者本人のもの。シャチハタは不可
(5) 特定疾病療養受療証	腎臓機能障がいに対する人工透析療法の場合のみ

自立支援医療費（精神通院）支給

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369
 市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433

自立支援医療（精神通院医療）の対象となる疾患について、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、医療を指定自立支援医療機関で受ける場合に通院医療に係る医療費を助成します。

申請に必要なもの

(1) 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書	1 年ごとに継続申請が必要です（有効期限の 3 ヶ月前から更新手続きができます。）
(2) 診断書	診断書用紙は社会福祉課にあります。 2 年ごとに診断書の提出が必要です。
(3) 本人の健康保険証	国民健康保険や国民健康保険組合加入者は加入者全員分の保険証及び課税（非課税）証明書が必要です。
(4) 被保険者の課税（非課税）証明書	
(5) 印鑑	申請者本人のもの。シャチハタは不可
(6) 年金振込通知書	市民税非課税世帯であって、障害年金を受給されている方のみ
(7) 自立支援医療受給者証	持っている方のみ

自立支援医療の利用者負担上限額

利用者負担は、原則として医療費の 1 割となります。但し、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定します。受診者と同じ医療保険に加入する方を同一の「世帯」として取扱います。異なる医療保険に加入している方は、別の「世帯」として扱います。

	生活保護	低所得 1	低所得 2	中間 1	中間 2	一定所得以上
	生活保護世帯	本人収入 ≤ 80 万	本人収入 > 80 万	市民税所得割 < 3.3 万	3.3 万 ≤ 市民税所得割 < 23.5 万	23.5 万 ≤ 市民税所得割
負担上限額	0 円	2,500 円	5,000 円	医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外
				育成医療の方		
				5,000 円	10,000 円	
				重度かつ継続(※)		
				5,000 円	10,000 円	20,000 円

※重度かつ継続とは、下の(1)または(2)に該当する方です。

(1) 疾病等から対象となる方

- ・ 腎臓機能障がい・小腸機能障がい
- ・ 心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ・ 肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）・免疫機能障がい

(2) 疾病等に関わらず高額な費用負担が継続することから対象となる方

- ・ 医療保険の多数該当の方

特定疾患医療費助成

【窓口】 高岡厚生センター Tel : 26-8414

原因が不明であって、治療が極めて困難であり、かつ医療費も高額である疾患のうち、厚生労働省又は県が指定する疾患、先天性血液凝固因子障がい等に関する医療費が助成されます。外来・入院の設定をせず、健康保険が同じ世帯の所得に応じて、自己負担限度額（月額）が認定されます。

医療費の支給を受けるには、申請のうえ認定される必要があります。適合すると認められた場合、「指定難病医療受給者証」が交付されます。詳しくは高岡厚生センターにお問い合わせください。

小児慢性特定疾病医療費助成

【窓口】 高岡厚生センター Tel : 26-8414

国が指定する 14 疾患群（704 疾病）の小児慢性特定疾病児（18 歳未満の児童）に対し、医療費の自己負担分の一部が助成されます。

対象となる疾患群は以下のとおりです。詳しくは高岡厚生センターにお問い合わせください。

(1) 悪性新生物	(2) 慢性腎疾患	(3) 慢性呼吸器疾患	(4) 慢性心疾患
(5) 内分泌疾患	(6) 膠原病	(7) 糖尿病	(8) 先天性代謝異常
(9) 血液疾患	(10) 免疫疾患	(11) 神経・筋疾患	(12) 慢性消化器疾患
(13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患	(14) 皮膚疾患		

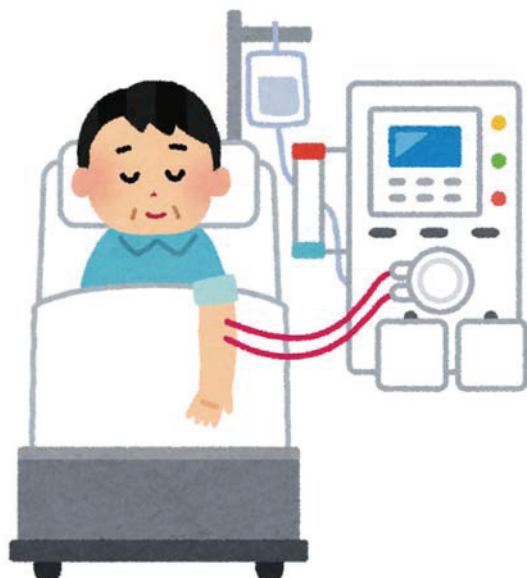
特定疾病医療費助成（慢性腎不全等）

【窓口】 加入中の健康保険（保険者）

慢性腎不全等の患者の方については、加入中の健康保険（保険者）への申請により、特定疾病療養受療証の交付を受けることができます。

医療機関で受診するときこの証を提示すると、その疾病にかかる医療費について、助成が受けられます。

詳細につきましては加入中の健康保険の窓口等にお問い合わせ下さい。



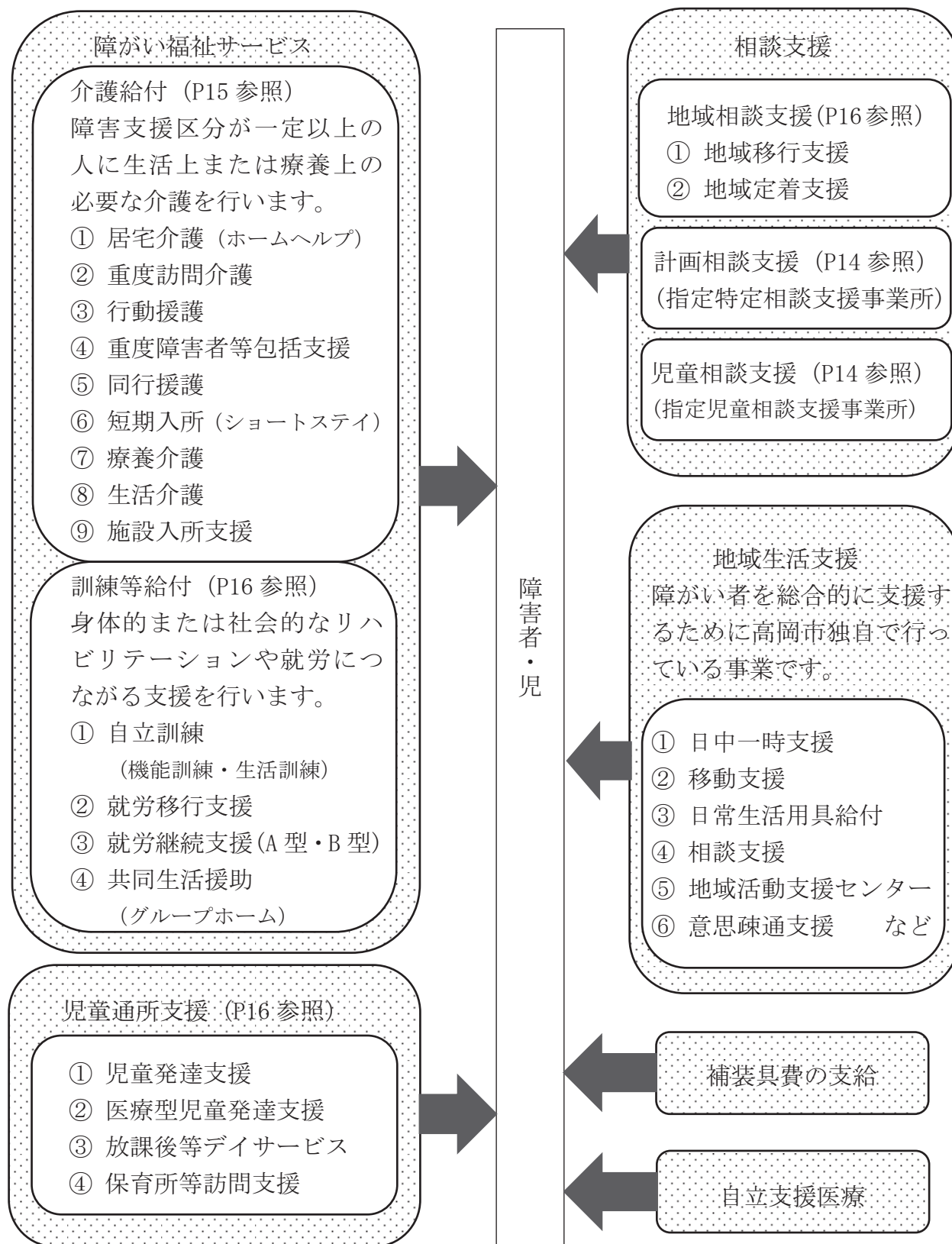
3 障がい福祉サービス・児童通所支援等

障がいのある方が地域で安心して生活するために、障がいの状態やニーズに応じて適切なサービスを受けることができます。

※精神障がいや難病の方は、障がい者手帳の有無に関わらず、サービスを受けることができます。

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

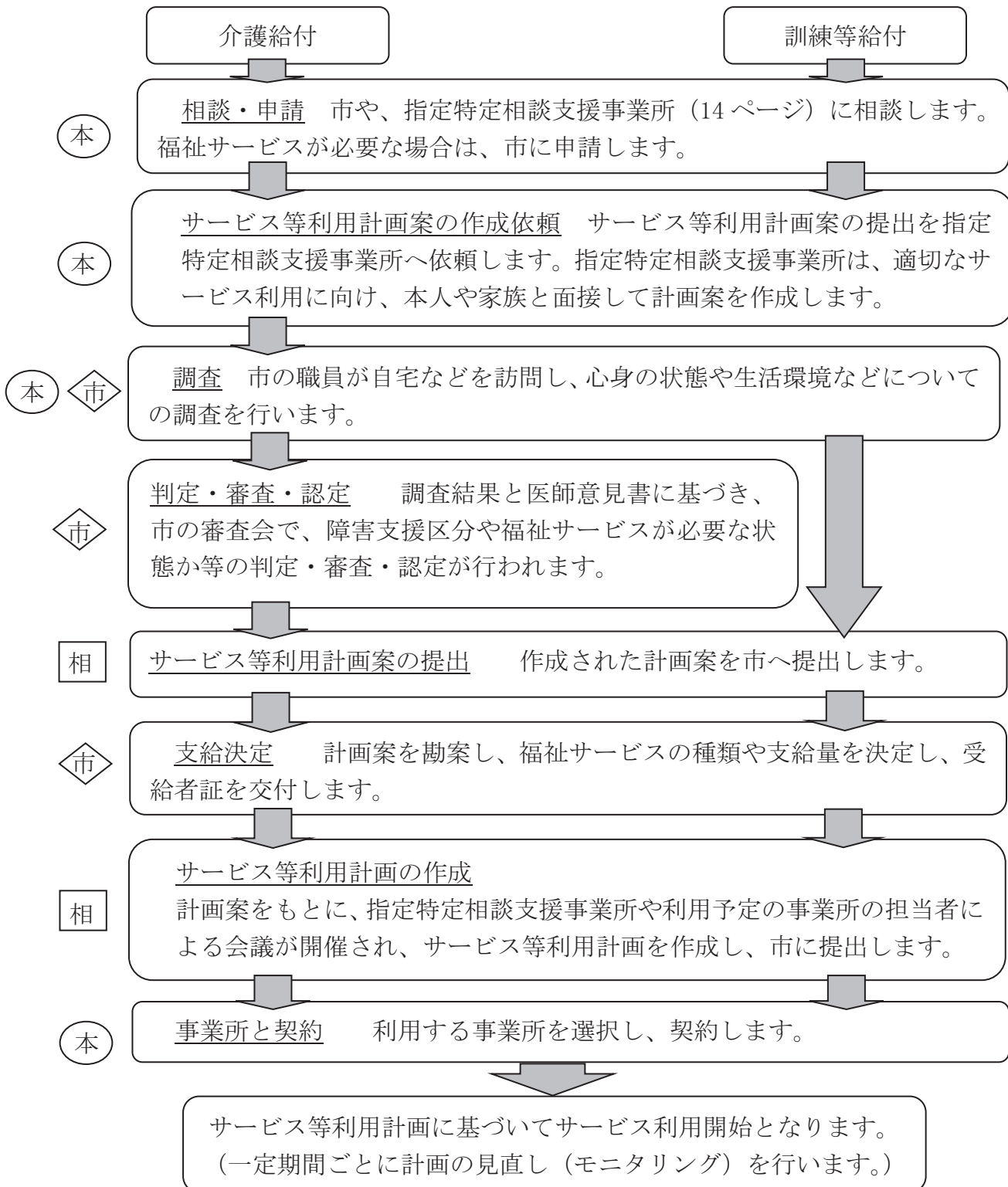
総合的に支援するサービスのしくみ



サービス利用までの流れ

障がい福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。社会福祉課や指定特定相談支援事業所がお手伝いしますので、まずは社会福祉課の窓口または相談支援事業所にご相談ください。本文中の記号は次のことを表しています。

⊙・・・本人、□・・・指定特定相談支援事業所、◇・・・社会福祉課



サービス等利用計画・支援利用計画

障がい福祉サービスの利用を希望する方の総合的な援助方針や解決すべき課題をふまえて、最も適切で効果的なサービスの組み合わせ等について検討し作成するものです。

計画は市が指定する「特定相談支援事業者」が作成します。市内には12ヶ所の事業所がありますが、市外の事業所に依頼することも可能です。

指定特定相談支援事業所一覧

(平成28年6月1日現在)

指定特定相談支援事業所名	所在地	電話番号	身体	知的	精神	児童
高岡市志貴野身体障害者相談支援センター	高岡市博労本町4-1 ふれあい福祉センター 1階	28-8670	○	○		
障がい者相談支援センター かたかご	高岡市博労本町4-1 ふれあい福祉センター隣すまいる内	26-0808	○	○	○	
あしつきふれあいの郷 生活支援センター	高岡市博労本町4-1 ふれあい福祉センター隣 あしつきふれあいの郷内	29-3335	○	○	○	
ふきのとう相談支援事業部	高岡市大町7-18	30-2685	○	○	○	
高岡市きずな子ども発達支援センター	高岡市江尻279	21-3615				○
あ・トーク	高岡市立野2412 (福)手をつなぐ高岡内	31-4282	○	○		○
相談支援 ほっとJam	高岡市北島1563	50-8703		○	○	○
障害者相談支援センター ゆきわりそう	高岡市麻生谷3796	31-1820	○	○	○	○
すこやか26相談支援事業所	高岡市伏木錦町9-31	44-2356	○	○	○	○
志貴野ホーム 障害者相談支援センター	高岡市下麻生天洞5340	36-2600	○	○	○	
社協特定相談支援事業所	高岡市清水町1丁目 7-30	23-2968	○	○	○	
手をつなごう相談支援事業所	高岡市本丸町13-18	21-0976	○	○		○

障がい福祉サービス（介護給付）の内容

サービスの名称	内 容	
①居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。ヘルパーがあなたのできないことを手伝ってくれます。 ・着替えや入浴の手伝い ・食事の用意 ・部屋の掃除や洗濯の手伝い など	訪 問 系
②重度訪問介護	ヘルパーが、重い障がいのある人の家に来て、日常生活や、外出の手伝いをしてくれます。	
③行動援護	重い障がいのある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出し活動できるよう、支援してくれます。	
④重度障害者等 包括支援	重い障がいのある人が、生活するために必要なサービスを、組み合わせることで使うことができます。 ・重度訪問介護と短期入所・生活介護と共同生活介護 など	
⑤同行援護	目に障がいがある人が、安心して外出し活動できるように、ヘルパーが支援します。	
⑥短期入所 (ショートステイ)	家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることができます。	日 中 活 動 系
⑦療養介護	重い障がいのある人が、入院して医療を受けながら、日常生活の支援を受けることができます。	
⑧生活介護	施設で、日中活動の支援を受けることができます。 ・入浴、トイレ、食事の手伝い ・作業 など	
⑨施設入所支援	日常生活の支援を受けながら、施設で暮らすことができます。	居 住 系

	居 宅 介 護	重度訪 問介護	行 動 援 護	重度障 害者等 包括支援	同 行 援 護	短 期 入 所	療 養 介 護	生 活 介 護	施設入 所支援
区分 6					身体介護を伴わない場合、 支援区分の認定は必要ない 障害				
区分 5									
区分 4									
区分 3									50 歳 以上
区分 2								50 歳 以上	
区分 1									

障がい福祉サービス（訓練等給付）の内容

サービスの名称	内 容	
①自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練 体に障がいのある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。 ・生活訓練 障がいのある人が、地域での生活に困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。 	日 中 活 動 系
②就労移行支援	会社に就職するための訓練を、受けることができます。仕事探しの相談にも、のってもらえます。	
③就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。	
④共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から、日常生活の手伝いを受けることができます。 ・お金の管理 ・食事の用意 など	居 住 系

児童通所支援の内容

サービスの名称	内 容
①児童発達支援	就学前の子どもたちが、日常生活の基本的な動作の指導、必要な知識や技能の付与、集団生活へ適応するための訓練を受けられます。
②医療型児童発達支援	肢体不自由のある子どもたちが児童発達支援及び治療を受けられます。
③放課後等デイサービス	就学中の子どもたちが、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練を受けたり、社会と交流できたりします。
④保育所等訪問支援	支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

地域相談支援の内容

サービスの名称	内 容
①地域移行支援	住所の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学、体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を受けられます。
②地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者等に関して、夜間も含む緊急時における連絡・相談等の支援を受けられます。

4 地域生活支援事業

障がいのある方が安心して暮らすことができる地域社会実現のため高岡市では、地域生活支援事業を実施しています。

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎） TEL：20-1369

<p>移動支援事業</p> <p>具体的な事業所についてはP61を参照ください。</p>	<p>外出時に、ヘルパーが外出する手伝いをします。居宅介護（通院等介助）、行動援護、同行援護の対象となる方は、そちらが優先されます。</p> <p>（対 象） 身体・知的・精神障がい（者・児） （利用料） 原則1割負担（P17参照）</p>
<p>訪問入浴サービス事業</p> <p>具体的な事業所についてはP61を参照ください。</p>	<p>ヘルパーが自宅に訪問し浴槽を提供して入浴の手伝いをします。</p> <p>（対 象） 重度の身体障がい者 （利用料） 1割負担（P17参照）</p>
<p>日中一時支援事業</p> <p>具体的な事業所についてはP61を参照ください。</p>	<p>障がい者の日中活動の場を提供し、日常的に介護している家族が休息して頂けるよう支援します。</p> <p>（対 象） 身体・知的・精神障がい（者・児） （利用料） 原則1割負担（P17参照）</p>
<p>地域活動支援センター事業</p> <p>障がい者相談支援センターかたかご (TEL：26-0808)</p> <p>あしつきふれあいの郷生活支援センター (TEL：29-3335)</p> <p>地域活動支援センターふきのとう (TEL：23-8262)</p>	<p>創作的な活動や生産活動の機会を提供しています。また各地域活動支援センターは情報交換や交流の場として利用できます。</p> <p>（対 象） 身体・知的・精神障がい者 （利用料） 無料</p>
<p>地域生活支援</p> <p>高岡市手をつなぐ育成会 (TEL：21-7877)</p> <p>高岡地域精神障害者家族会あしつき会 (TEL：29-3335)</p>	<p>地域で生活する障がい者やその家族に対して、日常生活上の相談会、障がい者や家族の座談会、社会見学やお祭りなど地域交流を促進する活動を行っています。</p> <p>（対 象） 知的・精神障がい者及びその家族 （利用料） 無料</p>

5 在宅福祉サービス

補装具

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

身体の失われた部分や機能を補うために長期間にわたり継続して使用する補装具の購入や修理にかかる費用を支給します。購入や修理をする前に申請が必要です。

介護保険対象者（65 歳以上・40 歳以上 65 歳未満の特定疾病に認定されている者）や労働災害補償保険法等、他法により交付や修理を受けることができる方は、そちらが優先されます。

1 対象補装具 <太字は介護保険で利用できる用具>

障がいの種類	種 目
視 覚	盲人安全杖、義 眼、眼鏡・コンタクトレンズ
聴 覚	補聴器（2・3 級は重度難聴用、4・6 級は高度難聴用）
両上下肢機能全廃 及び言語機能全廃	重度障害者用意思伝達装置（まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を使って「はい・いいえ」の意思表示が出来るもの）
肢体不自由	義 肢（義手、義足）、装 具、 <u>歩行補助杖（一本つえを除く）、歩行器</u> 、座位保持装置（脳性麻痺等により著しく障がいがある方が長時間の安定した座位等を可能にするもの）、 <u>車椅子・電動車椅子</u>
18 歳未満のみ	座位保持椅子、起立保持具

注 1 交付対象となる補装具の個数は原則として、1 種目につき 1 個です。職業または教育上等特に 2 個必要な場合はご相談下さい。

注 2 補装具は種目や型式ごとに耐用年数が設定されており、通常の補装具の再交付は耐用年数が経過してからとなります。

注 3 車椅子の交付は、原則下肢・体幹・移動機能障がいの 1～2 級の方が対象です。

2 新しく補装具を購入する場合の流れ

（障がいの状態等により異なりますので、まずはご相談ください。）

①必要に応じて医師や補装具製作者等と相談のうえ、市から必要書類（申請書・医師の意見書等）を取り寄せて下さい。

②補装具の種目によっては医師の意見書が必要です。指定医師に書類の記入を依頼して下さい。（指定医師については社会福祉課までお尋ねください。）

③市に必要書類を提出して下さい。他に必要なものは、身体障害者手帳、印鑑です。

※難病患者の方は医師の診断書または特定疾患医療受給者証の写しが必要です。

※補装具の必要性を判定するため、富山県身体障害者更生相談所（富山市）の来所判定を受けることが必要になる場合があります。

3 利用者負担額

原則として費用の 1 割負担です。ただし、所得に応じて負担上限額が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。

所得区分	生活保護	市民税非課税	市民税所得割 46 万円未満	市民税所得割 46 万円以上
負担上限月額	0 円	0 円	37,200 円	全額自己負担

日常生活用具

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） Tel : 20-1369

在宅の障がい者の日常生活を快適にするため、各種の用具が給付されます。原則として費用の 1 割を負担していただきます。申請には、障がい者手帳、印鑑、品目によってはその他添付書類が必要です。購入される前に、申請が必要です。

注 1 ■■■■■ は高齢者日常生活用具、介護保険での給付（貸与）が優先されます。

注 2 品目によって耐用年数が決められています。再給付を受ける際は、原則として耐用年数を過ぎていなければなりません。

注 3 給付基準額とは、各品目において費用が補助される額の上限です。給付基準額を超えた額は、全額自己負担です。詳しくは窓口にお問い合わせください。

種目	品目	障がい	程度	難病	年齢	要件	用途・性能	耐用年数	給付基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹	1・2 級	○	18 歳以上		腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できます。	8	154,000
	訓練用ベッド (児童のみ)			○	3~17 歳			8	159,200
	入浴担架				3 歳以上	入浴に介助を要する方	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができます。	5	82,400
	体位変換器			○	6 歳以上	下着交換等に介助を要する方	寝たきり状態の人の寝返りなどの姿勢変換の介助を容易にします。	5	15,000
	移動用リフト			○	3 歳以上		障がい者を移動させるとき、容易になります。(住宅改修を伴うものを除く)	4	159,000
	訓練いす (児童のみ)				3~17 歳		座位を保ち、前に取りつけたテーブルで上肢機能の訓練ができます。	5	33,100
	特殊尿器			1 級	○	6 歳以上	常時介護を要する方	尿が自動で吸引されます。	5
	特殊マット	下肢・体幹 知的障がい	1 級 1・2 級 A	○	18 歳以上 3~17 歳	常時介護を要する方	じょくそう(床ずれ)の防止又は失禁等による汚染又は摩耗を防止できます。	5	19,600
排泄管理支援用具	ストマ用装具	ぼうこう・直腸・小腸	1~4 級		制限なし	ストマ造設者		—	消化器系 8,858/月 尿路系 11,639/月
	紙おむつ	脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者・高度の排便若しくは排尿機能障がい	—		3 歳以上	脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者は医師意見書の提出が必要		—	12,000
	収尿器	高度の排尿機能障がい	—		制限なし		右記の () は簡易型です	1	男性用 7,700 (5,700) 女性用 8,500 (5,900)

種目	品目	障がい	程度	難病	年齢	要件	用途・性能	耐用年数	給付基準額
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹	1～6級	○	3歳以上	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助します。(住宅改修を伴うものを除く)	8	90,000
	便器		1・2級	○	6歳以上		手すりを取り付けることができます。(住宅改修を伴うものを除く)	8	4,450
	頭部保護帽	平衡・ 下肢・体幹 知的障がい 精神障がい	1～6級 A 1～3級		3歳以上	転倒等により頭を強打する恐れのある方	転倒等の衝撃から頭部を保護できます。	3	スポンジ、革 15,200 プラスチック 36,750
	T字状・棒状のつえ	平衡・ 下肢・体幹	1～6級		3歳以上			4	木製 2,200 金属 3,000
	移動・移乗支援用具			○	3歳以上	家庭内の移動等において介助を必要とする方	手すりやスロープ等を取り付けることができます。(住宅改修を伴うものを除く)	8	60,000
	特殊便器	上肢 知的障がい	1・2級 A	○	6歳以上		足踏ペダルにて温水温風を出すことができます。(住宅改修を伴うものを除く)	8	151,200
	火災警報器	身体障がい 知的障がい	1・2級		制限なし	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせます。	8	15,500
	自動消火器		A	○			室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化します。	8	28,700
	電磁調理器	視覚	1・2級		18歳以上	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		6	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機				6歳以上		ボタンを押すと電波を送信し、周囲に設置された音声標識ガイドシステム等を動作させます。	10	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	1・2級		18歳以上	聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できます。	10	87,400	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓	1・3級		3歳以上	自己連続携行式腹膜還流法(CAPD)透析療法される方	透析液を加温し、一定温度に保てます。	5	51,500
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器	1・3級	○	制限なし		ネブライザーの機能を備えた品物は、電気式たん吸引器として扱います。	5	36,000
	電気式たん吸引器							5	56,400
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者			18歳以上			10	17,000

種目	品目	障がい	程度	難病	年齢	要件	用途・性能	耐用年数	給付基準額				
在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター	人工呼吸器装着者		○	制限なし	医師意見書により必要性が認められる方	呼吸状態を継続的にモニタリングします。	6	157,500				
	盲人用体温計	視覚	1・2級		6歳以上		測定した体温を音声で知らせます。	5	9,000				
	盲人用体重計				18歳以上	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5	18,000					
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語 肢体不自由	1～6級		6歳以上	発声・発語に著しい障がいがある方	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換します。	5	98,800				
	情報・通信支援装置	視覚・上肢	1・2級		6歳以上		パソコンを使用する際に、必要となる周辺機器やソフトウェアです。	3	100,000				
	点字ディスプレイ	視覚聴覚 重複障がい	1・2級		18歳以上		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示せます。	6	383,500				
	点字器	視覚	1～6級		6歳以上	本装置により文字等を書くことが可能になる方	右記の()は携帯型です。	7 (5)	10,400 (6,600)				
	点字タイプライター					就労・就学しているか就労が見込まれる方		5	63,100				
	視覚障害者用ポータブルレコーダー						音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能なものです。	6	録音再生 85,000 再生専用 48,000				
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置						文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力します。	6	99,800				
	視覚障害者用ラジオ						18歳以上	テレビ音声の受信が可能になります。	6	29,000			
	拡大読書器						6歳以上	本装置により文字等を読むことが可能になる方	8	198,000			
	点字図書						6歳以上	主に情報入手を点字により行っている方	—	—			
	盲人用時計						1・2級	18歳以上	10	触読式 10,300 音声式 13,300			
	聴覚障害者用情報受信装置					聴覚	1～6級		制限なし	本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕及び手話通訳の映像を画面に出力し、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信します。	6	88,900
	聴覚障害者用通信装置					聴覚・ 発声言語				6歳以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な方	5	71,000
人工喉頭	喉頭摘出者	制限なし		5 (4)	74,160 (8,100)								

軽度・中等度難聴児のための補聴器購入費助成

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を図ることを目的として、補聴器購入費の一部を助成いたします。購入される前に、申請が必要です。

1 対象者（次の要件を全て満たす方。ただし世帯の所得制限があります。）

- (1) 高岡市内に住所を有すること
- (2) 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあること
- (3) 両耳の聴力レベルが原則として、30 デシベル以上 70 デシベル未満であること
- (4) その他、次の医療機関に属する医師により、補聴器の装用が必要であると診断されていること※申請には所定の診断書が必要ですのでお問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号(代表)
黒部市民病院	黒部市三日市 1108-1	0765-54-2211
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36	076-438-2233
富山大学附属病院	富山市杉谷 2630	076-434-2281
富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	高岡市永楽町 5-10	0766-21-3930
みみはなのど あそうクリニック	富山市西長江 1 丁目 1-11	076-423-5215

2 補助対象

補聴器の新規購入費用及び更新費用(更新の場合は、耐用年数の 5 年を経過していることが条件)

3 補助対象補聴器とその基準価格

	1 台当たりの基準価格 (円)
高度難聴用ポケット型	34,200
高度難聴用耳かけ型	43,900
重度難聴用ポケット型	55,800
重度難聴用耳かけ型	67,300
耳あな型 (レディメイド)	87,000
耳あな型 (オーダーメイド)	137,000
骨導式ポケット型	70,100
骨導式眼鏡型	120,000

4 補助割合

基準価格と購入金額とを比較して低い方の額の 2/3 を助成します (1,000 円未満切捨)。いったん指定販売業者へ費用全額を支払った後、市への補助金請求が必要です。

歯科診療

【問合せ先】 富山県歯科保健医療総合センター (TEL/Fax：076-433-2039)

心や体にハンディのある方に対して歯科診療を実施しています。

(実施日) 毎週 火・水・木曜日の午後 1:30～4:30 [予約制]

福祉電話・聴覚障害者緊急通報サービス

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） Tel : 20-1369

市民税非課税世帯の障がい者に次の用具を貸与します。

用具種目	障がい種別	等級	年齢	内 容
福祉電話 (貸与)	聴覚・外出困 難な身体障がい	1・2 級	18 歳 以上	電話の貸与・基本使用料等が助成 されます。
ファックス (貸与)	聴覚・音声 ・言語	1～3 級		
緊急通報装置	聴覚	2 級		在宅の聴覚障がいの方にファクシ ミリで通報する緊急通報装置を貸 与し、急病や災害等の緊急時に緊 急通報サービスを提供します。

スポーツ備品の貸出

【問合せ先】 富山県障害者スポーツ協会（Tel : 076-413-2248）
障がいのある方に適したスポーツの用具を無料で貸出しています。

図書・録音図書の貸出

【問合せ先】 高岡市立中央図書館（Tel : 20-1818）
・市内に住所を有する方で、身体障害者手帳 1～3 級の方に、図書の郵送貸出を行っています。
・視覚障がいの方には、録音図書(CD、カセットテープ)の郵送貸出を行っています。
・あらかじめ申請し、登録が必要になりますので、電話等でお問い合わせください。
(送 料) 無 料 (貸出期間) 郵送期間を含め 20 日以内

点字図書等の貸出、閲覧

【問合せ先】 県視覚障害者福祉センター（通称：ライトセンター）（Tel : 076-425-6761）
点字図書や視覚障がい者用録音図書の貸出や閲覧を行っています。併せて点訳・朗読
奉仕事業の指導育成等を行っています。

県聴覚障害者ビデオライブラリー

【問合せ先】 富山県聴覚障害者センター（Tel : 076-441-331、Fax : 076-441-7305）
聴覚障がいの方個人や聴覚障がい者団体・施設に、字幕や手話を挿入したテレビ番組
のビデオ・DVDなどを貸出しています。 ※利用登録必要。

車椅子の貸出

【問合せ先】 高岡市社会福祉協議会（Tel : 23-2917）福岡支所（Tel : 64-8114）
在宅の高齢者や障がい者の方々へ、車椅子を無料で貸出しています。
(利用期間) 原則 1 ヶ月以内
※車椅子を取りに来ることができる方

6 住宅

住宅改修費の助成（日常生活用具給付事業）

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなどの改修工事費が助成されます。工事着工する前に申請が必要です。

1 対象者

下肢・体幹・移動機能障がい 1～3 級（6 歳以上）

2 助成限度額

20 万円

※原則として 1 割を負担していただきます。

※ただし介護保険対象者は、介護保険の住宅改修費の利用を優先します。

3 申請に必要なもの

身体障害者手帳、印鑑、工事見積書、図面が必要です。詳しくは着工前に窓口へお問い合わせください。

住宅改善費の助成（県単独事業）

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

居室、浴室、洗面所、便所、玄関、廊下などを生活しやすくするために必要な改善工事費が助成されます。工事着工する前に申請が必要です。

1 対象者

次の(1)～(4)のいずれかに該当し、世帯の前年の所得税額が 287,500 円以下の方

- (1) 肢体不自由 1・2 級の方
- (2) 視覚障がい 1・2 級の方
- (3) 内部障がい等で補装具として車椅子の交付を受けている方
- (4) 療育手帳 A の方

2 助成限度額

- ・所得税非課税世帯 90 万円
- ・所得税課税世帯 60 万円（改善費用の 2/3）

ただし介護保険対象者は介護保険の住宅改修費（限度額 20 万円）の利用を優先します。また、上記の住宅改修費の助成（限度額 20 万円）の対象となる場合についても、そちらの利用を優先します。いったん工事費用をお支払いいただいた後に市へ請求されると後日、指定口座に交付決定金額を振り込みます。

3 申請に必要なもの

身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑、工事見積書、図面、工事前の写真、通帳が必要です。また、工事前後に職員がご自宅に訪問します。

住みよい家づくり資金融資

【窓口】 富山県建築住宅課 TEL : 076-444-3355

バリアフリー改修や耐震改修など、住宅を改良するためのリフォームを優遇金利で融資します。金融機関でのお申し込みとなります。

公営住宅への入居

【市営住宅に関する窓口】 建築住宅課（市役所本庁舎7階） TEL : 20-1403

【県営住宅に関する窓口】 光陽興産株式会社 県営住宅管理センター TEL : 076-471-5500
高岡店 TEL : 25-1110

身体障害者手帳（1～4級）、療育手帳（A、B）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）のいずれかに該当し、配偶者がいない方は、単身でも入居できます。



7 年金や手当の支給

障害基礎年金

【窓口】 保険年金課（市役所 1 階 4 番窓口） TEL：20-1362
高岡年金事務所 TEL：21-4182

障害基礎年金は、国民年金に加入している方で、64 歳までに病気やけがで障がい等級表の 1 級と 2 級（身体障害者手帳の等級とは異なります。）になった場合に、請求できる年金です。

1 対象者

障害基礎年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件があります。

- ① 障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診察を受けた日が、20 歳前か国民年金加入中または、日本国内に住んでいる 60 歳以上 64 歳までの方で年金制度に加入していない期間にあること。
- ② 保険料の納付要件を満たしていること。
20 歳前の年金制度に加入していない期間に、初めて診察を受けた場合は、納付要件は不要です。
- ③ 老齢基礎年金を繰り上げて受給している場合は、該当しません。

2 年金額

- ① 障害基礎年金 2 級は、老齢基礎年金と同じ金額です。
（年額 780,100 円）
- ② 障害基礎年金 1 級は、2 級の 1.25 倍の金額です。
（年額 975,100 円）

3 相談・申請窓口

申請には、専用の診断書などが必要です。年金手帳を持参のうえ保険年金課へご相談ください。

ただし、厚生年金加入中や配偶者の扶養（第 3 号被保険者）の期間に初めて診察を受けた場合は、高岡年金事務所へご相談ください。

障害厚生年金

【窓口】 高岡年金事務所（中川園町 11-20） TEL：21-4182

厚生年金加入中に、国民年金法に定める 1・2 級または厚生年金法に定める 3 級の障がい状態になった方に支給されます。

特別障害給付金

【窓口】 保険年金課（市役所 1 階 4 番窓口） TEL：20-1362
高岡年金事務所 TEL：21-4182

国民年金に任意加入していなかったことで、障害基礎年金等を受給していない障がい者を対象に、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として創設されました。

1 対象者

- ① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象者であった厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者で、任意加入していなかった期間内に、障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診察を受けた日があり、現在障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障がいの状態にある方が対象になります。
ただし、65 歳に到達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

2 年金額

- ① 障害基礎年金 2 級相当に該当する場合
(年額 493,920 円)
- ② 障害基礎年金 1 級相当に該当する場合
(年額 617,400 円)

3 相談・申請窓口

申請には、専用の診断書などが必要です。年金手帳を持参のうえ保険年金課へご相談ください。

特別児童扶養手当

【窓口】 子ども・子育て課（市役所本庁舎 1 階 10 番窓口） Tel：20-1381

身体又は精神に中程度以上の障がいのある児童（20 歳未満）を監護・養育している方に支給されます。

1 対象者

次のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 児童が施設に入所していない方
- (2) 児童が障害年金等を受給していない方
- (3) 児童や、父若しくは母、又は養育者が日本国内に住んでいる方
- (4) 児童が身体又は精神に重度（別表 1 級に該当）又は中度（別表 2 級に該当）以上の障がいがある方

別表

1 級	2 級
1 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	1 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
2 両耳に聴力レベルが 100 デジベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが 90 デジベル以上のもの
3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの	3 平衡機能に著しい障がいを有するもの
4 両上肢のすべての指を欠くもの	4 そしゃくの機能を欠くもの
5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの	5 音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの
6 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7 両下肢を足関節以上で欠くもの	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの
8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの	8 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9 一上肢のすべての指を欠くもの
10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
11 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障がいを有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
備考：視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	

2 手 当 額・支給月

- ・1 級 月 額 51,500 円
- ・2 級 月 額 34,300 円

申請の翌月分から4月、8月、11月の上旬に届け出のあった口座へ振り込まれます。

3 申請

認定請求書、診断書、世帯全員の住民票、戸籍謄本又は抄本、振込口座提出書等を提出してください。身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方で、診断書の提出が省略できる場合があります。詳しくは窓口にお尋ねください。

4 所得制限

請求者本人、配偶者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得額により支給されない場合があります、その年の8月から翌年の7月まで支給が停止されます。

5 届出

(1) 次のようなときは、ただちに届け出てください。

- ア 児童が施設に入所したとき
- イ 児童の障がいの程度が軽度になったとき
- ウ 氏名・住所・振込口座を変更したとき

(2) 毎年、8月12日から9月11日までの間に、所得状況届の提出が必要です。



児童扶養手当

【窓口】 子ども・子育て課（市役所本庁舎 1 階 10 番窓口） TEL : 20-1381

児童が 18 歳になる年度末までの間、父または母と死別や離別、あるいは父または母に重度の障がいがある場合等に、児童を監護・養育している方に支給されます。児童に中度以上（特別児童扶養手当 2 級と同程度以上）の障がいがある場合は 20 歳未満まで支給されます。

1 対象制限

次の場合は手当を受けることができません。

【手当を受けようとする方が母又は養育者の場合】

- (1) 児童や手当を受けようとする方が日本国内に住んでいないとき
- (2) 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- (3) 児童が父と生計を同じくしているとき（父が障がいの状態にあるときを除く）
- (4) 児童が母の配偶者（障がいの状態にあるときを除く）に養育されているとき

【手当を受けようとする方が父の場合】

上記(1)と次の(5)、(6)の場合は手当を受けることができません。

- (5) 児童が母と生計を同じくしているとき（母が障がいの状態にあるときを除く）
- (6) 児童が父の配偶者（障がいの状態にあるときを除く）に養育されているとき

2 手 当 額 ・ 支 給 月

全部支給	月額 42,330 円
一部支給	月額 42,320 円～9,990 円

左記は対象児童が 1 人の場合の手当額です。児童が 2 人の場合は、左記金額に 5,000 円の加算、3 人以降はさらに 3,000 円ずつ加算されます。

申請の翌月分から 4 月、8 月、12 月の月上旬に届け出のあった口座へ振り込まれます。

3 申請

戸籍謄本、世帯全員の住民票、その他必要に応じて提出していただく書類があります。

4 所得制限

公的年金を受けることができる場合や所得額により、支給されないことがあり、その年の 8 月から翌年の 7 月まで支給が停止されます。

5 届出

(1) 次のようなときは、ただちに届け出てください。

- ア 児童が施設に入所したとき
- イ 父または母、養育者が婚姻したとき
- ウ 氏名・住所・振込口座を変更したとき など

(2) 毎年、8 月 1 日から 8 月 31 日までの間に、所得状況届の提出が必要です。

障害児福祉手当

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433

※ 手続きによっては、市民生活課で受付できない場合があります。

日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に支給されます。

1 対象者

20 歳未満で、次のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 施設に入所していない方
- (2) 障害年金等を受給していない方
- (3) 次の障がいがある 1 つ以上該当する方

- 1 両眼の視力の和が 0.02 以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいがあるもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいがあるもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいがある場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2 手当額・支給月

月額 14,600 円

申請の翌月分から 2 月、5 月、8 月、11 月の中旬に届出のあった口座へ振込まれます。

3 申請

認定診断書、認定請求書、所得状況届、振込依頼書等を提出してください。

4 所得制限

障がい者本人または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得額により支給されない場合があります、その年の 8 月から翌年の 7 月まで支給が停止されます。

5 届出

- (1) 次のようなときは、ただちに届出てください。
 - ア 施設に入所したとき
 - イ 障がいの程度が該当しなくなったとき
 - ウ 氏名・住所・振込口座を変更したとき
- (2) 毎年、8 月上旬に現況を確認します。届書は事前に郵送しますので、提出してください。

特別障害者手当

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433

※ 手続きによっては、市民生活課で受付できない場合があります。

精神または身体の著しく重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する方に支給されます。なお、障害児福祉手当とは、対象が異なります。

1 対象者

20 歳以上で次のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 施設に入所していない方
- (2) 続けて 3 か月以上入院していない方
- (3) 次の障がいのいずれかに該当すると認定された方
 - ア 別表 2 の 1～7 のうち、2 つ以上の障がいがある方
 - イ 別表 2 の 1～7 のうち、1 つの障がいがあり、かつ、別表 3 の 1～11 のうち、2 つ以上の障がいがある方
 - ウ 肢体不自由で別表 2 の 3～5 のうち、1 つの障がいがあり、かつ別表 4 の日常生活動作評価表で 10 点以上の方
 - エ 内部障がい等で別表 1 の 8 の障がいがあり、かつ、絶対安静と診断された方
 - オ 精神障がい（知的障がいを含む）で別表 1 の 9 の障がいがあり、かつ、別表 5 の日常生活能力判定表で 14 点以上の方

別表 1

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が 0.02 以下のもの 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両下肢の用を全く廃したもの 6 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも 9 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 10 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも <p style="margin-top: 10px;">（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p> |
|---|

別表 2

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの 4 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも <p style="margin-top: 10px;">（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。</p> |
|---|

別表 3

- 1 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障がいをもつもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表 4

〔日常生活動作評価表〕

- 1 タオルを絞る（水をきれ程度）
- 2 とじひもを結ぶ
- 3 かぶりシャツを着て脱ぐ
- 4 ワイシャツのボタンをとめる
- 5 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を継続する）
- 6 立ち上がる
- 7 片足で立つ
- 8 階段の昇降

(備考) 全介助 2 点
半介助 1 点
介助なし 0 点とする。

別表 5

〔日常生活能力判定表〕

- 1 食事
- 2 用便（月経）の始末
- 3 衣服の着脱
- 4 簡単な買い物
- 5 家族との会話
- 6 家族以外の者との会話
- 7 刃物・火の危険
- 8 戸外での危険から身を守る（交通事故）

(備考) 全介助 2 点
半介助 1 点
介助なし 0 点とする。

2 手当額・支給月

月額 26,830 円

申請の翌月分から 2 月、5 月、8 月、11 月の中旬に届出のあった口座へ振込まれます。

3 申請

認定診断書、認定請求書、所得状況届、振込依頼書を提出してください。（2 つ以上の障がいと請求される方は認定診断書をそれぞれの障がいについて提出してください。）

4 所得制限

障がい者本人または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得額により支給されない場合があります、その年の 8 月から翌年の 7 月まで支給が停止されます。

5 届出

(1) 次のようなときは、ただちに届出てください。

- ① 施設に入所したとき
- ② 継続して 3 か月以上入院したとき
- ③ 障がいの程度が該当しなくなったとき
- ④ 氏名・住所・振込口座を変更したとき

(2) 毎年、8 月上旬に現況を確認します。届書は事前に郵送しますので、提出してください。

高岡市心身障害者福祉年金

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20－1369
市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64－1433

1 対象者

身体障害者手帳 1～3 級若しくは療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの在宅の方

2 手当額・支給月

年額 25, 000 円

申請月の翌月分から当月分までの手当を 3 月末、9 月末に届出のあった口座へ振込まれます。

3 所得制限

障がい者本人の前年の所得額により支給されない場合があります、その年の 10 月から翌年の 9 月まで支給が停止されます。

高岡市重度心身障害者等介添年金

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20－1369
市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64－1433

1 対象者

高岡市心身障害者福祉年金の受給資格がある方のうち、身体障害者手帳 1 級または療育手帳 A をお持ちの方

2 手当額・支給月

年額 30, 000 円

申請月の翌月分から当月分までの手当を 3 月末、9 月末に届出のあった口座へ振込まれます。

3 所得制限

障がい者本人もしくは扶養義務者の前年の所得額により支給されない場合があります、その年の 10 月から翌年の 9 月まで支給が停止されます。

心身障害者扶養共済制度

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369
 市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433

障がい者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または重度障がい者となった場合に、障がい者に生涯を通じて年金を支給することで生活の安定をはかります。

1 加入対象者

次の(1)～(3)のいずれかに該当する障がい者の保護者で、生命保険に加入できる健康状態にある 65 歳未満の方

- (1) 療育手帳の交付を受けた方
- (2) 1 級～3 級の身体障害者手帳の交付を受けた方
- (3) 精神や身体に永続的な障がいのある方で、(1)、(2)に準ずる方

2 掛金 毎年 4 月に 1 年分の納付書をお送りします。お近くの銀行で納めてください。

加入時の年齢別、掛金（月額）一覧

加入時の年齢	～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳
掛金（月額）	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円

3 年金額

月額 20,000 円、2 口まで加入でき、この場合は月額 40,000 円、掛金は倍額になります。

4 掛金の減免

次の方は掛金が減免されます。

- (1) 生活保護受給世帯 — 1 口目は金額免除、2 口目は半額免除
- (2) 市民税非課税世帯 — 1 口目は半額免除、2 口目は 4 分の 1 の金額を免除
- (3) 昭和 61 年 3 月 31 日以前の加入者の方で 65 歳に達し、かつ掛金納付期間が 25 年以上の方は、全額免除
- (4) 昭和 61 年 4 月 1 日以降の加入者の方で 65 歳に達し、かつ掛金納付期間が 20 年以上の方は、全額免除

5 弔慰金

1 年以上加入した後に、加入者より先に障がい者が死亡した場合は、加入者に次のとおり弔慰金が支給されます。

加入期間	1 年以上 5 年未満	5 年以上 20 年未満	20 年以上
弔慰金額	50,000 円	125,000 円	250,000 円

(2 口加入の場合はそれぞれの加入期間に応じた金額となります。)

6 脱退一時金

5 年以上加入した後に、この制度を脱退した場合は、加入期間に応じて次のとおり脱退一時金が支給されます。

加入期間	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
弔慰金額	75,000 円	125,000 円	250,000 円

(2 口加入の場合はそれぞれの加入期間に応じた金額となります。)

7 税の措置

掛金は所得から控除（小規模企業共済等掛金控除）され、年金・弔慰金は非課税です。

8 加入手続

加入者の健康状態をうかがいますので、加入者本人が印鑑ご持参のうえ、窓口でお問い合わせください。

8 税の負担の軽減

所得税・住民税

【所得税に関する窓口】 高岡税務署 Tel : 21-2501

【住民税に関する窓口】 市民税課（市役所本庁舎 2 階 1 番窓口） Tel : 20-1257

申告によって、障がい者の方や障がい者を扶養している方の税の負担が軽減されます。
※住民税については要件に該当した年の翌年度より適用となります。

1 対象者

対象となる方は、前年の 12 月 31 日（年の途中で死亡又は出国した場合には、その死亡又は出国した日）現在、次に該当される方です。

所得のある本人または控除対象配偶者、扶養親族が次の(1)～(3)のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた方（1 級又は 2 級は特別障害者）
- (2) 療育手帳の交付を受けた方（重度の知的障がい者と認定された方は特別障害者）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（1 級は特別障害者）

2 住民税の非課税

上記の(1)～(3)に該当する方で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は、住民税が非課税です。

3 控除額

区 分	所得税	住民税
障 害 者 控 除	27 万円	26 万円
特 別 障 害 者 控 除	40 万円	30 万円
同居の扶養親族が特別障害者である場合の控除加算額	35 万円	23 万円

※ 詳しくは、上記窓口へお問い合わせください。

個人事業税の非課税と減免

【窓口】 富山県税事務所 Tel : 076-444-4506

申請によって、下記対象者等の区分により非課税又は減免になり、税の負担が軽減されます。

対象者等

非 課 税	両眼の視力（屈折異常のある者については矯正視力について測定したものをいう。）が 0.06 以下の視力障がい者が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業	
減 免	障 害 者	314 万円以下 12,000 円
		314 万円を超え 332 万円以下 10,000 円
		332 万円を超え 350 万円以下 9,000 円
特 別 障 害 者	特別障害者又は扶養している特別障害者 1 人につき、80 万円に当該事業の税率を乗じた額を減免します。ただし、事業所得が 1,000 万円を超える者の事業税は減免となりません。	

贈与税の非課税

【窓口】 高岡税務署 TEL：21-2501

特定障害者の方を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭・有価証券その他の財産を信託業務を営む金融機関に信託し、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を当該金融機関の営業所を經由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、その信託受益権の価額のうち6,000万円(特定障害者のうち特別障害者以外の者については3,000万円)までの金額が非課税となります。

この契約は、信託の収益を特定障害者の生活又は療養の費用に充てるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切に分配され、信託の期間を特定障害者の死亡の日に終了することなど一定の要件を備えたもののことです。

なお、特定障害者とは、特別障害者及び特別障害者以外の者を総称しています。

特別障害者とは、所得税法の所得税控除対象となる障がい者のうちの特別障害者のことです。

また、特別障害者以外の者とは、①精神上的の障がいにより事理を弁識する能力を欠く状況にある者、②児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により知的障がい者とされた者、③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、④精神又は身体に障がいのある年齢65歳以上の者でその障がいの程度が精神上的の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所等の判定により知的障がい者とされた者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者のことです。

相続税の控除

【窓口】 高岡税務署 TEL：21-2501

財産を相続で受けた方の障がいの程度、年齢に応じて相続税が控除されます。控除される税額は、次の表のとおりです。なお障害者及び特別障害者とは、所得税法の所得税控除対象者となる障害者及び特別障害者のことです。

区 分	控除される税額
障 害 者	(85歳－相続時の年齢) × 10万円
特 別 障 害 者	(85歳－相続時の年齢) × 20万円

(注)上記の控除される税額は、平成27年1月1日以後に相続開始した場合の控除です。

自動車税・自動車取得税・軽自動車税

【窓口】 富山県総合県税事務所 自動車税センター TEL：076-424-9211

※ 申請は高岡相談室でも受け付けています。（住所：高岡市赤祖父 211、TEL：21-5182）

軽自動車は市民税課（市役所本庁舎 2 階 1 番窓口） TEL：20-1263

1 対象者

一定以上の障がい等級をお持ちの方が取得又は所有する自動車に関する税が減免されます。

(1) 障がい者本人が運転する自動車

(2) 障がい者の通院・通学等のために障がい者と生計を一にする方が運転する自動車

(3) 障がい者（障がい者のみで構成される世帯に限る）の通院・通学等のために、常時介護する方が運転する自動車

・対象となる障がい程度については 4 ページを参照してください。

2 申請について

申請に必要なもの等については直接お問合せください。

注 1 減免対象となる自動車は障がい者本人名義に限ります。但し、身体障がい者で年齢 18 歳未満の方、知的・精神障がいの方については生計同一者名義の自動車でも対象となります。

注 2 障がい者 1 人につき 1 台に限ります。

注 3 営業用自動車、リース車は減免の対象になりません。

利子に対する税

【窓口】 高岡税務署 TEL：21-2501

身体障害者手帳等の交付を受けている方等が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きを要件に障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）及び障がい者等の少額公債の利子の非課税制度（マル特）の適用を受けることができます。マル優、マル特を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに障がい者手帳を提示して確認を受ける必要があります。



9 公共料金等の割引

有料道路

- 【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369
市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433
中日本高速道路株式会社
NEXCO 中日本お客様センター TEL：0120-922-229
有料道路 ETC 割引登録係 TEL：045-477-1233

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障がい者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援する趣旨に基づき通行料金が割引になります。

下記の要件に該当する方は、事前に市役所社会福祉課または市民生活課窓口にて割引登録手続きを済ませ、身体障害者手帳または療育手帳に証明印を受けてください。

1 対象障がい者の要件

- ・ 身体障がい者が自ら運転する場合
- ・ 第 1 種の身体障害者手帳または第 1 種の療育手帳（A）を所持する障がい者を乗せて、介護者が運転する場合

2 対象自動車の要件

- ・ 本人、本人と生計を同一にする方、本人の血族、いずれかの所有する自動車であること。（障がい者 1 人につき 1 台に限る。車種変更時には、その都度手続きが必要。）
- ※ 事業用、営業用の自動車は登録できません。
- ※ 貨物自動車、特殊用途自動車の一部や軽トラックは対象となりません。

3 申請に必要なもの

	ETC なし	ETC 有り
身体障害者手帳または療育手帳 A	○	○
自動車検査証	○	○
障がい者本人の運転免許証（第 2 種の方のみ）	○	○
障がい者本人名義（未成年の場合は除く）の ETC カード		○
「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」		○

※ 登録される自動車の所有者について、障がい者との関係を証明する書類を求められることがあります。

4 割引率 50%

5 割引有効期間 手続き終了日から原則 2 回目の誕生日まで 更新手続きの受付は割引有効期限の 2 ヶ月前からできます。

6 料金所での通行方法

- ・ 料金所係員に障がい者手帳を提示ください
 - ・ ETC ご利用の場合は、事前に登録された ETC カードを、併せて登録された ETC 車載器に挿入して通行ください。
- ※ 他の割引等と障がい者割引の重複適用はされません。どちらの割引要件も満たした場合は、割引後の料金が安価な方が適用されます。

あいの風とやま鉄道、JR、路面電車、路線バス、国内航空

【窓口】 あいの風とやま鉄道 TEL：076-444-1300

J R TEL：076-254-3017、万葉線 TEL：25-4139

富山地方鉄道 TEL：076-432-3456、加越能バス TEL：22-4888

富山ライトレール TEL：076-426-1770、各航空券発売所

身体障害者手帳や療育手帳に記載されている第1種、第2種の区分により、運賃が割引になります。

区 分		第1種		第2種	
あいの風とやま 鉄道(並行在来線)	割引対象者	本人・介護者1名 (JRは本人単独の場合第2種扱い)		本人のみ (JRは片道100kmを超える区間のみ)	
	割引乗車券類	普通乗車券、回数券、定期券 (JRのみ普通急行券も割引有)		普通乗車券 (あいの風とやま鉄道は回数券、定期券も割引可)	
	割 引 率	50%		50%	
路 面 電 車 (万葉線、富山 地方鉄道、富山 ライトレール)	割引対象者	本人・介護者1名 (本人単独の場合第2種扱い)		本人のみ	
	割引乗車券類	普通旅客運賃、 回数券等	定期券	普通旅客運賃、 回数券等	定期券
	割 引 率	50%	50% (富山地方鉄道は適用なし)	50%	適用なし (富山ライトレール:12歳未満は50%割引)
路 線 バ ス (加越能バス、 富山地方鉄道)	割引対象者	本人・介護者1名		本人のみ	
	割引乗車券類	普通旅客運賃、 回数券等	定期券	普通旅客運賃、 回数券等	定期券
	割 引 率	50%	30%	50%	30%
国内航空	割引対象者	本人・介護者1名(12歳以上)		本人のみ(12歳以上)	
	割引乗車券類	普通大人片道運賃			
	割 引 率	航空会社、路線により異なる			

精神障害者保健福祉手帳(顔写真付)の提示により、次の運賃が割引になります。

区 分		1級		2・3級	
割引対象者		本人・介護者1名 (本人単独の場合2・3級扱い)		本人のみ	
あいの風とやま 鉄道(並行在来線)	割引乗車券類	普通乗車券、回数券、定期券		普通乗車券、回数券、定期券	
	割 引 率	50%		50%	
路 面 電 車 (万葉線、富山 地方鉄道、富山 ライトレール)	割引乗車券類	普通旅客運賃、 回数券等	定期券	普通旅客運賃、 回数券等	定期券
	割 引 率	50%	50% (富山地方鉄道は適用なし)	50%	適用なし (富山ライトレール:12歳未満は50%割引)
路 線 バ ス (加越能バス、 富山地方鉄道)	割引乗車券類	普通旅客運賃、 回数券等	定期券	普通旅客運賃、 回数券等	定期券
	割 引 率	50%	30%	50%	30%

- ・JRは乗車券購入時に手帳を窓口で提示してください。(身体障害者手帳及び療育手帳所持者のみ)
- ・あいの風とやま鉄道はそれぞれ乗車券購入時に手帳を窓口で提示してください。
- ・路面電車、路線バスの割引は運賃の支払時に手帳を提示してください。

※この他、詳細については各窓口にお問い合わせください。

高岡市コミュニティバス「こみち」

【窓口】 交通政策課（市役所本庁舎 6 階） TEL：20-1139

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の提示で、一律 200 円の運賃が 100 円になります。

☆手帳の提示に代わる「こみち特別割引カード」を交通政策課で発行しています。
発行手数料は 100 円。申込み時には手帳をお持ちください。

公営バス

【窓口】 地域振興課（市役所福岡庁舎） TEL：64-1423

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の提示で、本人と介護者の運賃（1 回 100 円）が無料になります。

タクシー料金

【窓口】 タクシー事業者各社

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の提示で、運賃が 10%引きになります。

福祉タクシー利用券

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369
市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433

重度の身体障がいのある方が外出しやすいよう、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付します。

1 対象者

両下肢または体幹機能障がいの 1・2 級及び視覚障がい 1・2 級の方。ただし、次の方は除きます。

- ・自動車税や軽自動車税の減免を受けている方
- ・高齢者等福祉車両タクシー利用者証を交付されている方

2 金額

年額 5,200 円

※ 申請される月によって助成する金額が変わります。

3 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・印鑑



市営駐車場割引

【問合せ先】 都市計画課（市役所本庁舎 6 階） TEL：20-1411

障がい者が運転する自動車、障がい者が同乗する自動車を駐車した場合、普通駐車料金が 20%引きになります（定期駐車料金は除く）。精算前に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を下記の事務所の係員に提示ください。

対象となる駐車場	事務所
<ul style="list-style-type: none"> ・御旅屋駐車場 ・オタヤグリーンパーキング 	御旅屋駐車場事務所 TEL：28-7716
<ul style="list-style-type: none"> ・高岡中央駐車場 ・高岡駅南駐車場 ・高岡駅前駐車場 	高岡中央駐車場事務所 TEL：32-0877
<ul style="list-style-type: none"> ・高岡駐車場 	高岡駐車場事務所 TEL：23-5055
<ul style="list-style-type: none"> ・新高岡駅立体駐車場・新高岡駅第 1 駐車場 ・新高岡駅前北駐車場・新高岡駅第 2 駐車場 ・新高岡駅前南駐車場・新高岡駅第 3 駐車場 	新高岡駅立体駐車場事務所 TEL：24-4252

※早朝・深夜など、時間帯により割引にならない場合があります。

NHK放送受信料

【窓口】 社会福祉課（市役所本庁舎 1 階 11 番窓口） TEL：20-1369

市民生活課（福岡健康福祉センター） TEL：64-1433

【問合せ先】 NHK 富山放送局 TEL：076-444-6640

次の要件に該当する方は、受信料が減免されます。

手帳の種類	該 当 要 件	減免範囲
身体障害者手帳	身体障害者手帳をお持ちの方を世帯構成員に有し、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税	全 額
	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障がいまたは聴覚障がいの方が世帯主で、かつ受信契約者 ●1・2 級の手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ受信契約者 	半 額
療 育 手 帳	療育手帳をお持ちの方を世帯構成員に有し、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税	全 額
	A の手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ受信契約者	半 額
精 神 障 害 保 健 福 祉 手 帳	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を世帯構成員に有し、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税	全 額
	1 級の手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ受信契約者	半 額

○ 申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・印 鑑

※全額免除申請の際は世帯の課税状況を確認します。転入等により税状況の確認できない世帯員については、非課税証明書を提出いただく場合があります。

その他の料金割引制度

電話番号の無料案内

【窓口】各電話会社

障がい者手帳の種類及び等級などの内容によって、事前の申込みにより電話番号の問い合わせが無料になります。対象となる障がい程度等については各電話会社にお問い合わせください。

映画館・美術館等

【窓口】各施設

障がい者手帳の提示により映画館の入場料は割引されます。また、美術館など有料施設の入場料も割引になる場合があります。(高岡市美術館、万葉歴史館、武田家住宅、高岡市鋳物資料館、土蔵造りのまち資料館、伏木気象資料館、伏木北前船資料館、ミュージックカメラ館、福岡歴史民俗資料館については障がい者手帳の提示により障がい者の方及び介護者(障がい者手帳をお持ちの方お一人につき1名まで)の観覧料が無料もしくは割引になります。)

携帯電話料金

【窓口】各携帯電話会社

障がい者が契約している携帯電話の基本使用料等が事前の申込みにより割引されます。割引内容など詳細については各携帯電話会社にお問い合わせください。

授業料の減免

障がい者手帳をお持ちの方と世帯を同じくする高校生や大学生のお子さんの授業料が減免される場合があります。お子さんの在籍される学校にお問い合わせください。

駐車禁止区域における駐車

【窓口】高岡警察署 Tel : 23-0110

歩行困難な身体障がい者が運転する場合、または家族などの運転する車に同乗する場合に、駐車禁止の対象から除外される場合があります。(身体障がい者のほか、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方についても、等級及び歩行状態によって適用除外対象となります。)

詳しくは、最寄りの警察署でご相談ください。

ジパング倶楽部

【窓口】高岡市身体障害者協会 Tel : 25-4947

JRの特急料金などが割引になるジパング倶楽部に、高岡市身体障害者協会会員であれば男性60歳、女性55歳から加入できます。(通常男性65歳以上、女性60歳以上から)

10 社会参加促進

スポーツ教室の開催

【窓口】〔障がい者スポーツ教室〕高岡市ふれあい福祉センター（TEL：21-7888）

〔知的障がい者スポーツ教室〕高岡市手をつなぐ育成会（TEL：21-7877）

障がい者のスポーツへの参加機会を通して健康の保持及び自立と社会参加を促進するため、各種のスポーツ教室を開催しています。

（対 象） 身体・知的障がい者

（利用料） 無料

音楽活動

【窓口】高岡市ふれあい福祉センター（TEL：21-7888）

在宅の障がい者及び保護者を対象に、機能回復と生きがいのある生活を送るため、音楽療法士等の指導のもと、音楽を聴いたり、自ら歌ったり、楽器の演奏を通して音楽活動をしています。

声の広報・発行

【窓口】高岡市立中央図書館（TEL：20-1818）

高岡市の広報「たかおか市民と市政」のカセットテープ、CD版を貸出しています。利用料は無料です。

手話教室

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口）TEL：20-1369

入門・基礎課程の手話教室を開催しています。

（対 象） 聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者

（利用料） 無料 ※テキスト代別途

自動車運転免許の取得

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口）TEL：20-1369

運転免許を取得するための教習費用が助成されます。

（対 象） 身体障がい者で所定の適正検査に合格し、世帯の前年の所得税額が12万円以下の方
（助成限度額） 100,000円

（注）自動車学校入校後の申請は不可。申請は1度限り。

自動車改造費の助成

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口）TEL：20-1369

身体に障がいのある方が通勤等に所有する自動車を運転するため、ハンドル等の操向装置やアクセル・ブレーキ等の駆動装置の改造が必要なとき、その費用が助成されます。

※所得制限があります。

（助成限度額） 10万円

（注）改造後の申請は不可。助成後3年間は申請不可。

高岡市福祉バス・富山県福祉バス

- 【窓口】〔高岡市福祉バス〕高岡市ふれあい福祉センター(Tel: 21-7888)
〔富山県福祉バス〕県身体障害者団体協議会 (Tel: 076-444-0213)
障がいのある方々が団体活動をされる時、リフト付きバスを運行します。
(利用目的) 講習会、研修会、相談会、機能回復訓練、スポーツ、社会見学等
(定員) 高岡市福祉バス 33人
富山県福祉バス 39人
(利用料) バスの燃料代や有料道路の通行料等の実費

盲導犬の購入費助成

- 【問合せ先】県視覚障害者協会 (Tel: 076-425-6761)
盲導犬の購入とその費用の助成につきましてはこちらにお問い合わせください。

身体障がい者リハビリ教室

- 【窓口】高岡市身体障害者協会 (Tel: 25-4947)
肢体不自由の方の機能訓練や医療相談を内容とした温泉療養を行います。
(主催) 富山県身体障害者福祉協会

視覚障がいの方の生活訓練

- 【窓口】県視覚障害者協会 (Tel: 076-425-6761)
視覚障がいの方を対象に日常生活に必要な知識や技術についての相談を受けています。相談に応じるほか、歩行訓練、点字指導、料理教室や茶道教室、パソコン教室などを開いています。

手話通訳者の派遣

- 【窓口】県聴覚障害者協会 (Tel: 076-441-7331) (Fax: 076-441-7305)
聴覚障がいの方に手話通訳者を派遣します。
(対象) 聴覚障がい者
(利用料) 無料

要約筆記者の派遣

- 【窓口】県聴覚障害者協会 (Tel: 076-441-7331) (Fax: 076-441-7305)
聴覚障がいの方に要約筆記者を派遣します。また、熱意のある方に要約筆記の指導をしています。
(対象) 聴覚障がい者
(利用料) 無料

11 その他の福祉サービス

生活福祉資金貸付制度

【窓口】高岡市社会福祉協議会 (Tel : 23-2917 Fax : 26-2379)

福岡支所 (Tel : 64-8114 Fax : 64-8053)

低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

日常生活自立支援事業

【窓口】高岡市社会福祉協議会 (Tel : 23-2917)

自らの判断に不安をお持ちの方が、地域で自立した生活を安心して送るために、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。(入院中や施設入所中の方でもご利用いただけます。)

1 定期訪問金銭管理サービス (1回1,000円 事務費月300円)

2 福祉サービス利用援助 (金銭管理サービスに含まれます。)

3 財産保全サービス

※ 1・2 に関して市町村民税非課税者等の方は利用料金が半額に、生活保護世帯の方は無料です。ご相談は無料です。

耳のシンボルマーク

【問合せ先】社会福祉課 (市役所本庁舎1階11番窓口) Tel : 20-1369

シンボルマークのシールを給付しています。診察券や通帳などに貼ると呼び出し時に配慮してもらえます。

選挙の郵便投票

【問合せ先】高岡市選挙管理委員会事務局 (Tel : 20-1464)

肢体不自由1・2級のうち両下肢、体幹、移動機能障がいの方と内部障がい1～3級の方は郵便による不在者投票ができます。投票日の4日前までに選挙管理委員会事務局に申し出てください。

選挙の点字投票

【問合せ先】高岡市選挙管理委員会事務局 (Tel : 20-1464)

視覚障がいの方は点字で投票ができます。投票所で申し出てください。

高岡市が発送する郵便物の穴あけ

【問合せ先】社会福祉課 (市役所本庁舎1階11番窓口) Tel : 20-1369

市では、視覚障がい者あてに届いた郵便物が、市役所からの郵便物であることが手触りでわかるよう、市が作製する標準的な封筒に、穴(直径5mm)を空けています。

* 定形郵便…のりしろ部分 * 定形外郵便…右下

視覚障がいの方の郵便料

【問合せ先】高岡郵便局（Tel：28-5600）

点字郵便物や盲人用録音郵便物は3kgまで無料となります。

青い鳥郵便葉書の無償配布

【問合せ先】最寄りの郵便局

身体障害者手帳1・2級及び療育手帳Aの方で希望される方に、くぼみ入り通常郵便葉書を無料で配布しています。

配布枚数：1人につき20枚

受付期間：毎年4月1日から5月31日まで（土曜、日曜、祝日を除く）

成年後見制度利用支援事業

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口）Tel：20-1369

判断能力が充分でない方の権利擁護を図るため、成年後見制度を利用する必要があると認められるにも関わらず、身寄りがいないなどの場合に、市長が成年後見制度の申立てを行い、申立てに要する経費の一部及び後見人等の報酬の一部を助成します。

対象者：65歳未満の知的・精神障がい者

福祉避難所

【窓口】社会福祉課 総務係（市役所本庁舎1階11番窓口）Tel：20-1366

体育館等の一般避難所では避難生活を送ることが困難な方については、高岡市があらかじめ指定する障がい者支援施設、老人保健施設、社会福祉協議会等の施設を福祉避難所等として開設し、受け入れを行います。

避難行動要支援者名簿への登録

【窓口】社会福祉課 総務係（市役所本庁舎1階11番窓口）Tel：20-1366

情報提供について同意を得られた方につきましては、平常時から、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織に名簿情報を提供し、共有されます。

また、災害発生の恐れがある場合には、上記以外にも名簿情報の提供を行う場合があります。災害時に自分だけでは安全な場所に避難することが難しく、周りの人の支援が必要な方を対象に「避難行動要支援者名簿」の登録・作成をしています。

災害時避難の手引き・避難カード

【窓口】社会福祉課（市役所本庁舎1階11番窓口）Tel：20-1369

災害が発生した際に、障がい者の方が何をすべきか、またどうすれば支援を受けやすいか等について記載された冊子です。避難カードは障がいのある方が事前に障がいの状況や症状などを記載して保持しておくことで災害時に活用することができるカードのことです。

12 教育機関

【窓口】 富山県教育委員会 県立学校課 (TEL: 076-444-3448 Fax: 076-444-4437)
 高岡市教育委員会 学校教育課 (TEL: 20-1448 Fax: 20-1667)
 各 学 校 各教育行政センター

小・中学校

障がい児については、学校教育の制度で特別支援級または通級による指導があります。

特別支援学校

特別支援学校は障がい児のために独立した学校です。県内の特別支援学校一覧です。

	学校名	障がい 種 別	設置学部				所在地・電話番号
			幼	小	中	高	
1	富山視覚総合支援学校	視・病(高)	○	○	○	○	〒930-0922 富山市大江干 144 TEL (076) 423-8417
2	富山聴覚総合支援学校	聴・知(高)	○	○	○	○	〒930-0817 富山市下奥井 1-9-56 TEL (076) 441-9172
3	高岡聴覚総合支援学校	聴・知(高)	○	○	○	○	〒933-0824 高岡市西藤平蔵 700 TEL (0766) 63-6385
4	にいかわ総合支援学校	知・肢		○	○	○	〒938-0059 黒部市石田 6682 TEL (0765) 54-1288
5	しらとり支援学校	知		○	○	○	〒939-2602 富山市婦中町下邑 2877 TEL (076) 469-5531
6	富山高等支援学校	知				○	〒939-2206 富山市坂本 2600 TEL (076) 467-5560
7	高岡支援学校	知		○	○	○	〒933-0987 高岡市東海老坂 831 TEL (0766) 23-5262
8	高岡高等支援学校	知				○	〒933-0987 高岡市東海老坂 950 TEL (0766) 22-5158
9	となみ総合支援学校	知・肢		○	○	○	〒939-1723 南砺市利波河 1335-5 TEL (0763) 52-4520
10	となみ東支援学校	知		○	○		〒939-1436 砺波市福山 1149 TEL (0763) 37-1553
11	富山大学人間発達科学部 附属特別支援学校	知		○	○	○	〒930-8556 富山市五艘 1300 TEL (076) 445-2809
12	富山総合支援学校	肢・知(高)		○	○	○	〒930-0873 富山市金屋 4982 TEL (076) 441-8261
13	高志支援学校 (高等部こまどり分教室)	肢		○	○	○ (0)	〒931-8445 富山市道正 29-1 TEL (076) 438-4811
14	こまどり支援学校	肢		○	○		〒933-0062 高岡市江尻字村前 1289 TEL (0766) 21-5071
15	ふるさと支援学校	病		○	○	○	〒939-2607 富山市婦中町新町 2913 TEL (076) 469-3388

※「視」は視覚障がい、「病」は病弱、「(高)」は高等部のみ、「聴」は聴覚障がい、「知」は知的障がい、「肢」は肢体不自由を表します。

13 相談窓口

<p>障害者相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員 ・知的障害者相談員 <p>※相談員への相談を希望される方は 下記の窓口まで申し出てください。</p> <p>社会福祉課 (Tel : 20-1369) 市民生活課 (Tel : 64-1433)</p>	<p>身体障害者相談員 (36名) は、原則として相談員自身が身体障がい者である者、知的障害者相談員 (9名) は、原則として知的障がい者の保護者でそれぞれ市長から委嘱を受けた方です。</p> <p>(相談員の役割)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障がいのある人々やその家族の相談支援活動を行います。 2 行政機関に協力して障がい者福祉の啓発普及に努めます。 3 障がい者の地域活動の推進役となります。
<p>高岡市志貴野身体障害者相談支援センター (Tel : 28-8670)</p> <p>障がい者相談支援センターかたかご (Tel : 26-0808)</p> <p>あしつきふれあいの郷生活支援センター (Tel : 29-3335)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの利用援助 ・社会資源の活用や社会生活を高めるための支援 ・権利擁護のための必要な援助 ・介護相談及び情報の提供等を総合的に行っています。 <p>(対 象) 身体・知的・精神障がい者 (利用料) 無料</p>
<p>富山県高岡児童相談所 (Tel : 21-2124)</p>	<p>18歳未満の子どもに関する養護、障がい、非行、育成等の相談支援を行っています。</p>
<p>富山県発達障害者支援センター (Tel : 076-438-8415)</p>	<p>関係機関と連携して、発達障がいのある方とご家族に支援を行います。</p>
<p>富山県高次脳機能障害支援センター (Tel : 076-438-2233 内線 : 02)</p>	<p>高次脳機能障がいのある方並びにそのご家族の相談に応じます。(電話で相談日時の予約が必要です。)</p>
<p>富山県ひきこもり地域支援センター (Tel : 076-428-0616)</p>	<p>ひきこもり状態にある本人や家族の相談 (電話・来所等) に応じ、必要に応じて関係機関・グループにお繋ぎします。</p>
<p>富山県障害者職業センター (Tel : 076-413-5515)</p>	<p>職業的自立に向けた職業相談から就職支援、職場復帰、職場適応までの一貫した職業リハビリテーションサービスを行います。</p>
<p>高岡障害者就業・生活支援センター (Tel : 26-4566)</p>	<p>雇用、福祉、教育等の関係機関と連携し、就職支援や職場定着を図ります。</p>
<p>高岡公共職業安定所 (Tel : 21-1515)</p>	<p>障がいのある方への仕事に関する情報の提供や、就職に関する相談支援を行います。</p>
<p>高岡聴覚総合支援学校 (Tel : 63-6385、Fax : 63-5884)</p>	<p>言葉の発達が遅い、聞こえにくい、補聴器の調子が悪いなどでお困りの方の相談に応じます。</p>
<p>富山視覚総合支援学校 (Tel : 076-423-8417)</p>	<p>目のこと、見え方のことでお困りの方の相談に応じます。</p>

【資料】

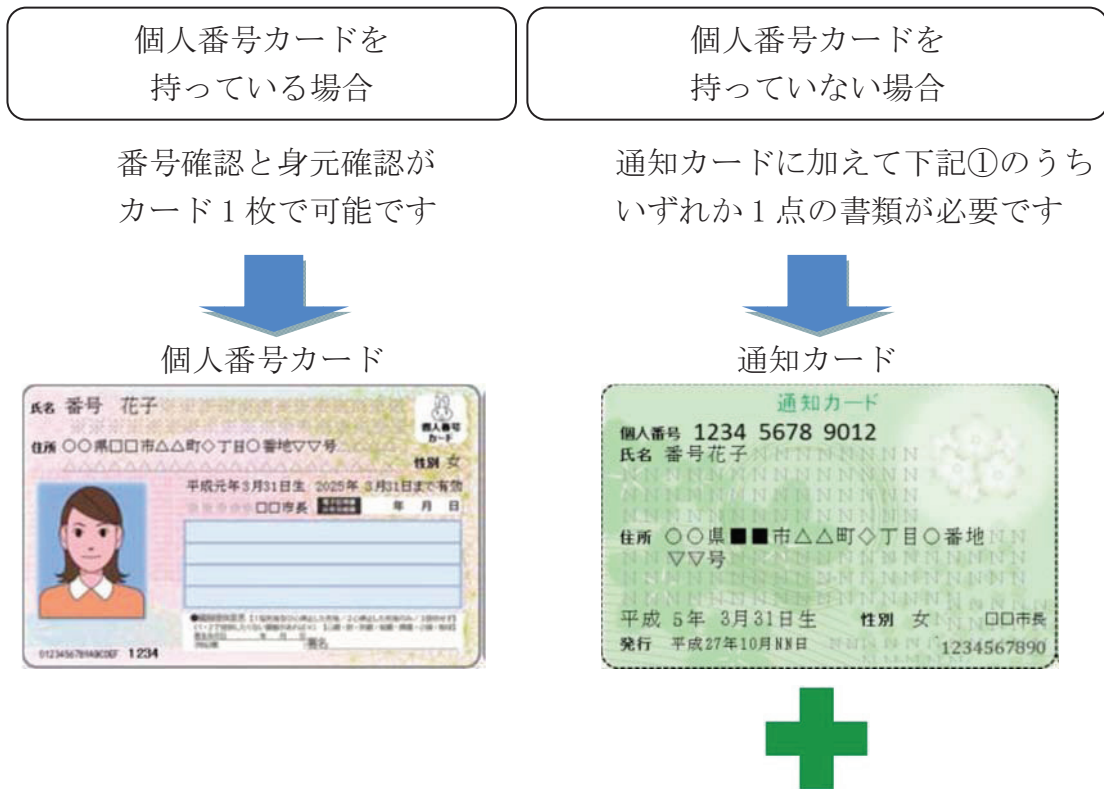
身体障害者障害程度等級表（太実線より左は第1種を、右は第2種を表す）

級別		1級	2級	3級
視覚障害		両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ)の和が0.01以下のもの	1.両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2.両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	1.両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2.両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
肢体不自由	上肢	1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢の手関節以上で欠くもの	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
			1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
移動機能		不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
内部障害	心臓	それぞれの機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		それぞれの機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓			
	呼吸器			
	ぼうこう又は直腸小腸			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫肝臓	それぞれの機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	それぞれの機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	それぞれの機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
備考	<p>1. 同一の等級において二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とする。</p> <p>3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4. 「指を欠くもの」はおや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p>			

4 級	5 級	6 級	7 級
1.両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの	1.両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	
2.両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの			
1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2.1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害			
1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指又はひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さ20分の1以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
それぞれの機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
※ぼうこう又は直腸機能障害 4級は第2種のみ			
それぞれの機能の障害により社会での日常生活が著しく制限されるもの			
5.「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6.上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長（上腕においては、腋窩より、大腿において坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7.下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。			

手続きの際はマイナンバーを 忘れずにお持ちください

平成 28 年 1 月 4 日から、本市における障がい福祉に関する手続きには
原則「番号確認」と「身元確認」が必要になります。



①いずれか 1 点の提示で身元確認できるもの

1	運転免許証
2	身体障害者手帳
3	精神障害者保健福祉手帳
4	療育手帳
5	住民基本台帳カード（写真付き）
6	旅券（パスポート）
7	在留カード
8	特別永住者証明書
9	運転経歴証明書
10	官公所署が発行した免許書、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、写真が記載され、かつ、写真が表示されたもので市長が適当と認めるもの

通知カードと 1～10 のうち 1 点をお持ちください

上記①のうちいずれもお持ちでない場合、通知カードに加えて下記②のうち 2 点の書類が必要です。



通知カード



②いずれか 2 点で身元確認できるもの

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険者証、生活保護証明書、自立支援医療受給者証、介護保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書、共済年金又は恩給の証書、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、健康保険日雇特例被保険者手帖、学生証（写真付き）等

代理人が本人に代わって窓口で申請等をする場合、次の③、④、⑤の書類をあわせてお持ちください。

③本人の番号確認



本人の
個人番号カード
(コピー可)

または



本人の
通知カード
(コピー可)

または

住民票の写し

住民票記載事項
証明書

個人番号が記載された
本人の住民票の写し等
(コピー可)



④代理権の確認

委任状

任意代理人
(家族、施設職員等)

または

戸籍謄本、その他その
資格を証明する書類

法定代理人
(成年後見人等)

または

その他代理権を証明するもの
として認められたもの

法定代理人
(成年後見人等)



⑤代理人の身元確認

上記①のうち代理人自身
のものを 1 点

または

上記②のうち代理人自身
のものを 2 点

市内障がい福祉サービス事業所一覧

※高岡市以外にある県内指定事業所については、富山県又は富山市のホームページをご参照ください。

※【基】は、基準該当サービス事業所の略です。指定障がい福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市が認めた事業所です。

【自立支援給付】

介護給付（15ページ）

＜居宅介護＞ ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。ヘルパーがあなたのできないことを手伝ってくれます。

＜重度訪問介護＞ ヘルパーが、重い障がいのある人の家に来て、日常生活や、外出の手伝いをしてくれます。ただし、No.13～16は、重度訪問介護を実施していません。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	香野苑ホームヘルプサービス	933-0341	高岡市上渡161番地	31-5700	社会福祉法人立野福祉会
2	鳳鳴苑デイサービスセンター	933-0834	高岡市蔵野町3番地	31-4025	社会福祉法人福鳳会
3	よろこび高岡南ケアセンター	933-0826	高岡市佐野654番地5 中部ハイツ1階	29-2561	社会福祉法人射水万葉会
4	きらめき介護サービス	939-1119	高岡市オフィスパーク5番地	63-5277	特定非営利活動法人かがやき
5	ニチイケアセンター能町	933-0005	高岡市能町南2丁目25番地	27-5221	株式会社ニチイ学館
6	ニチイケアセンター高岡	933-0042	高岡市中川栄町5番13号	27-7280	株式会社ニチイ学館
7	よろこび高岡ケアセンター	933-0014	高岡市野村1844番地	73-9990	社会福祉法人射水万葉会
8	生活サポートCo-co	933-0956	高岡市宮田町21番23号	30-4881	特定非営利活動法人Jam
9	アースサポート高岡	933-0865	高岡市蓮美町4番49号	26-7300	アースサポート株式会社
10	さくら・介護ステーション高岡四屋	939-0959	高岡市長江1868番地 コンチネンタルスカイハイツ101号室	73-2914	株式会社ifD
11	【基】 つばさ21	939-1104	高岡市戸出町3丁目21番23号 コーポアサヒ103号室	63-6558	特定非営利活動法人つばさ21
12	【基】 エムアールテクノサービス	933-0002	高岡市吉久1-1-143	27-6003	エムアールテクノサービス株式会社
13	社協ホームヘルパーステーション (居宅介護のみ)	933-0866	高岡市清水町1丁目7番30号	23-2968	社会福祉法人高岡市社会福祉協議会
14	だいが苑ヘルパーステーション (居宅介護のみ)	939-1131	高岡市醍醐1257番地	62-0170	社会福祉法人戸出福祉会
15	ホームヘルプサービスこぼん (居宅介護のみ)	939-1112	高岡市木津991番4	54-0463	特定非営利活動法人 くるみ
16	あつかり介護サービス (居宅介護のみ)	933-0018	高岡市高陵町7番54号	21-5009	合同会社あつかり

＜行動援護＞ 重い障がいのある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出し活動できるよう、支援してくれます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	生活サポートCo-co	933-0956	高岡市宮田町21番23号	30-4881	特定非営利活動法人Jam
2	ホームヘルプサービスこぼん	939-1112	高岡市木津991番地4	54-0463	特定非営利活動法人 くるみ

＜重度障害者等包括支援＞ 重い障がいのある人が、生活するために必要なサービスを、組み合わせて使うことができます。

市内に対象事業所なし

＜同行援護＞ 目に障がいがある人が、安心して外出し活動できるように、ヘルパーが支援します。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	ニチイケアセンター能町	933-0005	高岡市能町南2丁目25番地	27-5221	株式会社ニチイ学館
2	ニチイケアセンター高岡	933-0042	高岡市中川栄町5番13号	27-7280	株式会社ニチイ学館
3	社協ホームヘルパーステーション	933-0866	高岡市清水町1-7-30	23-2968	社会福祉法人高岡市社会福祉協議会
4	よろこび高岡南ケアセンター	933-0826	高岡市佐野654番地5 中部ハイツ1階	29-2561	社会福祉法人射水万葉会
5	よろこび高岡ケアセンター	933-0014	高岡市野村1844番地	73-9990	社会福祉法人射水万葉会
6	あつかり介護サービス	933-0018	高岡市高陵町7番54号	21-5009	合同会社あつかり
7	【基】 つばさ21	939-1104	高岡市戸出町3丁目21-23 コーポアサヒ103号室	63-6558	特定非営利活動法人つばさ21

<短期入所（ショートステイ）> 家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることができます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	医療法人 光ヶ丘病院	933-0824	高岡市西藤平蔵313番地	63-5353	医療法人社団紫蘭会
2	光ヶ丘ホーム	933-0824	高岡市西藤平蔵313番地	63-5353	医療法人社団紫蘭会
3	志貴野ホーム	939-1272	高岡市下麻生字天洞5340	36-2600	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会
4	かたかご苑	939-1254	高岡市滝新15	36-1636	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
5	障害者支援施設 新生苑さくら通り	933-0353	高岡市麻生谷3796番地	31-1820	社会福祉法人たかおか新生会
6	小規模共生ホームひらすま 短期入所事業所	933-0908	高岡市木町2番25号	25-5010	特定非営利活動法人ひらすま
7	【基】春日の家	939-1112	高岡市戸出春日626	63-3980	エスエイチ株式会社
8	【基】小規模多機能ホームひらすまあらいべ	933-0908	高岡市木町1番40号	24-4021	特定非営利活動法人ひらすま

<療養介護> 重い障がいのある人が、入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けることができます。

市内に対象事業所なし

<生活介護> 施設で、日中活動の支援を受けることができます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	志貴野ホーム障害者福祉センター	939-1272	高岡市下麻生字天洞5340番地	36-2600	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会
2	高岡市障害福祉センター	933-0935	高岡市博労本町4番1号	28-8672	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会
3	つくしの家といで	939-1116	高岡市戸出吉住503番地	63-3908	株式会社つくし工房
4	サポートかたかご	933-0911	高岡市あわら町5番1号	28-7890	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
5	自立サポートJam	933-0956	高岡市宮田町21番23号	30-4881	特定非営利活動法人Jam
6	志貴野ホーム	939-1272	高岡市下麻生字天洞5340番地	36-2600	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会
7	障害者支援施設 志貴野苑	939-1273	高岡市葦附1239番地27	36-1200	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会
8	アシストたての	933-0325	高岡市立野2412番地	31-4148	社会福祉法人手をつなぐ高岡
9	かたかご苑	939-1254	高岡市滝新15番地	36-1636	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
10	すてっぷかたかご	939-1254	高岡市滝新15番地	36-1636	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
11	新生苑さくら通り	933-0353	高岡市麻生谷3796番地	31-1820	社会福祉法人たかおか新生会
12	新生苑つじ通り	933-0353	高岡市麻生谷3796番地	31-1820	社会福祉法人たかおか新生会
13	自立支援ハウスDASH (地域生活支援・交流ハウスふらっと)	939-1271	高岡市下麻生伸町859番地223	36-2515	特定非営利活動法人ふらっと
14	つくしの家高岡	933-0902	高岡市向野町4丁目31番1号	24-2733	株式会社つくし工房
15	生活工房 おはな	933-0904	高岡市新成町3-11 レジデンス新成121	080-8995-7410	特定非営利活動法人えいぶる
16	【基】小規模共生ホームひらすま	933-0908	高岡市木町2番25号	25-5010	特定非営利活動法人ひらすま
17	【基】春日の家	939-1112	高岡市戸出春日626番地	63-3980	エスエイチ株式会社
18	【基】デイケアハウス手をつなごう	933-0045	高岡市本丸町13番18号	21-0976	特定非営利活動法人 デイケアハウス手をつなごう
19	【基】ファミリーサポートハウスわか木	933-0958	高岡市波岡61番地1	23-9080	有限会社ファミリーサポートハウス わか木
20	【基】アルテン赤丸デイサービスセンター	939-0101	高岡市福岡町赤丸1103番地1	31-5222	社会福祉法人福岡福祉会
21	【基】戸出おおかみの家	939-1102	高岡市戸出狼108番地14	63-3500	エスエイチ株式会社
22	【基】ニ塚よりどころ	939-0816	高岡市ニ塚1316番地	63-1212	特定非営利活動法人よりどころ
23	【基】ふく福	939-0111	高岡市福岡町福岡新295番地	64-2929	特定非営利活動法人ウエルネット
24	【基】赤れんが	934-0093	高岡市放生津8番地1	50-8588	ハッピーライフ株式会社
25	【基】小規模多機能ホームひらすまあらいべ	933-0908	高岡市木町1番40号	24-4021	特定非営利活動法人ひらすま
26	【基】デイサービスひなた	933-0114	高岡市伏木古府1-271	44-2220	株式会社ひなた
27	【基】はなれの家	934-0093	高岡市放生津8-6	50-8588	ハッピーライフ株式会社
28	【基】富山型デイサービス もみじ	933-0331	高岡市中保1389番地1	31-5550	株式会社マスタ

<施設入所支援> 日常生活の支援を受けながら、施設で暮らすことができます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	志貴野ホーム	939-1272	高岡市下麻生字天洞5340番地	36-2600	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会
2	障害者支援施設 志貴野苑	939-1273	高岡市葦附1239番地の27	36-1200	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会
3	かたかご苑	939-1254	高岡市滝新15	36-1636	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
4	障害者支援施設 新生苑さくら通り	933-0353	高岡市麻生谷3796番地	31-1820	社会福祉法人たかおか新生会
5	障害者支援施設 新生苑つつじ通り	933-0353	高岡市麻生谷3796番地	31-1820	社会福祉法人たかおか新生会

訓練等給付（16ページ）

＜自立訓練(機能訓練)＞ 体に障がいのある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	志貴野ホーム障害者福祉センター	939-1272	高岡市下麻生字天洞5340番地	36-2600	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会
2	【基】小規模共生ホームひらすま	933-0908	高岡市木町2番25号	25-5010	特定非営利活動法人ひらすま
3	【基】デイケアハウス手をつなごう	933-0045	高岡市本丸町13番24号	21-0976	特定非営利活動法人 デイケアハウス手をつなごう
4	【基】ファミリーサポートハウスわか木	933-0958	高岡市波岡61番地1	23-9080	有限会社ファミリーサポートハウス わか木
5	【基】戸出おおかみの家	939-1102	高岡市戸出狼108番地14	63-3500	エスエイチ株式会社
6	【基】赤れんが	934-0093	高岡市放生津8番地1	50-8588	ハッピーライフ株式会社
7	【基】小規模多機能ホームひらすまあらいべ	933-0908	高岡市木町1番40号	24-4021	特定非営利活動法人ひらすま
8	【基】のぞみリハビリテーションアカデミー	933-0866	高岡市清水町3丁目6番33号	24-7350	健生株式会社

＜自立訓練(生活訓練)＞ 障がいのある人が、地域での生活に困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	大町就労支援センター	933-0916	高岡市大町8番20号	73-6008	医療法人社団あずさ会
2	自立支援ハウスDASH (地域生活支援・交流ハウスふらっと)	939-1271	高岡市下麻生伸町859-223	36-2515	特定非営利活動法人ふらっと
3	【基】小規模共生ホームひらすま	933-0908	高岡市木町2番25号	25-5010	特定非営利活動法人ひらすま
4	【基】デイケアハウス手をつなごう	933-0045	高岡市本丸町13番24号	21-0976	特定非営利活動法人 デイケアハウス手をつなごう
5	【基】ファミリーサポートハウスわか木	933-0958	高岡市波岡61番地1	23-9080	有限会社ファミリーサポートハウス わか木
6	【基】戸出おおかみの家	939-1102	高岡市戸出狼108番地14	63-3500	エスエイチ株式会社
7	【基】富山型デイサービス ふく福	939-0111	高岡市福岡町福岡新295番地	64-2929	特定非営利活動法人ウエルネット
8	【基】赤れんが	934-0093	高岡市放生津8番地1	50-8588	ハッピーライフ株式会社
9	【基】小規模多機能ホームひらすまあらいべ	933-0908	高岡市木町1番40号	24-4021	特定非営利活動法人ひらすま
10	【基】のぞみリハビリテーションアカデミー	933-0866	高岡市清水町3丁目6番33号	24-7350	健生株式会社

＜就労移行支援＞ 会社に就職するための訓練を、受けることができます。仕事探しの相談にも、のってもらえます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	ワークスイちのせ	939-1118	高岡市戸出栄町55番地8	63-0100	社会福祉法人手をつなぐ高岡
2	あしつきふれあいの郷就労継続支援事業所	933-0935	高岡市博労本町4番1号	29-3335	社会福祉法人あしつき
3	大町就労支援センター	933-0916	高岡市大町8番20号	73-6008	医療法人社団あずさ会
4	ジョブライフ万葉	933-0959	高岡市長江660番地	23-0664	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
5	スタジオWING	933-0912	高岡市丸の内1番40号 高岡商工ビル810号	24-8226	サンクオール株式会社

＜就労継続支援A型＞ 会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。基本的には、雇用契約を結びます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	高福レストランえいぶる	933-0935	高岡市博労本町4番1号	24-8913	特定非営利活動法人えいぶる
2	ごはんかふえ夢苺	933-0032	高岡市定塚1199番地	75-2606	特定非営利活動法人えいぶる
3	特定非営利活動法人はっぴーファーム	939-0126	高岡市福岡町葦島584番地	64-1066	特定非営利活動法人はっぴーファーム
4	太陽	933-0849	高岡市横田本町9番2号	54-5541	株式会社LIFE
5	あかり	933-0014	高岡市野村486番地	24-0204	株式会社PERSON'S
6	ハートワーク	933-0806	高岡市赤祖父61番地2	50-9995	株式会社ハートワーク
7	就労継続支援事業所なごみ	933-0871	高岡市駅南2丁目3番5号	25-0753	株式会社和
8	Aim	933-0016	高岡市大野104番地	50-8106	株式会社with One

9	京町就労支援センター	933-0917	高岡市京町5番8号	20-7880	医療法人社団あずさ会
10	ひまわり	933-0878	高岡市東上関314番地	53-5070	株式会社OASIS
11	スタジオWING	933-0912	高岡市丸の内1番40号 高岡商工ビル810号	24-8226	サンクオール株式会社
12	はたらくよろこび	933-0325	高岡市立野3037番地	54-6624	一般社団法人はたらくよろこび

<就労継続支援B型> 会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。基本的には、雇用契約を結びません。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	ワークスイちのせ	939-1118	高岡市戸出栄町55番地8	63-0100	社会福祉法人手をつなぐ高岡
2	ワークスタかおか	933-0325	高岡市立野2412番地	31-4100	社会福祉法人手をつなぐ高岡
3	ワークスタから	933-0106	高岡市伏木本町12番25号	44-4100	社会福祉法人手をつなぐ高岡
4	かごめ苑	939-0118	高岡市福岡町大野98番地	64-2996	社会福祉法人手をつなぐ高岡
5	ワークステんもく	933-0325	高岡市立野3012番地	31-4100	社会福祉法人手をつなぐ高岡
6	特定非営利活動法人憩いの家	933-0018	高岡市高陵町8番49号	23-5409	特定非営利活動法人憩いの家
7	特定非営利活動法人工房ジョ・イン	933-0826	高岡市佐野新町1666番地	21-1315	特定非営利活動法人工房ジョ・イン
8	あしつきふれあいの郷就労継続支援事業所	933-0935	高岡市博労本町4番1号	29-3335	社会福祉法人あしつき
9	大町就労支援センター	933-0916	高岡市大町8番20号	73-6008	医療法人社団あずさ会
10	自立サポートJam	933-0956	高岡市宮田町21番23号	30-4881	特定非営利活動法人Jam
11	作業工房えいぶる	933-0041	高岡市城東1丁目9番29号	28-0722	特定非営利活動法人えいぶる
12	すこやか26	933-0112	高岡市伏木古国府7番6号	44-3829	特定非営利活動法人すこやか26
13	ファクトリーかたかご	933-0816	高岡市二塚657番地1	30-2025	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
14	ジョブライフ万葉	933-0959	高岡市長江660番地	23-0664	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
15	志貴野苑就労継続支援事業所	939-1273	高岡市葦附1239番地27	36-1200	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会

<共同生活援助(外部サービス利用型)> 障がいのある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から、日常生活の手伝いを受けることができます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	ライフえいらく	933-0843	高岡市永楽町8番6号	25-9358	社会福祉法人手をつなぐ高岡
2	青空荘	933-0843	高岡市永楽町6番1号	21-2488	医療法人社団明心会
3	あじさいハウス	933-0826	高岡市佐野1532番地	25-1552	医療法人社団紫水会

<共同生活援助(介護サービス包括型)> 障がいのある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から、日常生活の手伝いを受けることができます。入浴、排せつ、食事などを手伝ってくれます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	かたかご苑グループホーム ・ホーム中田西町 ・ホーム中田東町 ・ホーム東保(砺波市) ・ホーム羽広 ・ホーム滝のぞみ ・ホーム滝あゆみ	939-1275	高岡市中田4378番地12	36-1636	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
2	ふるさとホーム ・ふるさとホーム1番館 ・ふるさとホーム2番館	933-0916	高岡市大町7番19号	28-6840	医療法人社団あずさ会

【児童通所支援】

児童の通所（16ページ）

＜児童発達支援＞ 就学前の子どもたちが、日常生活の基本的な動作の指導、必要な知識や技能の付与、集団生活へ適応するための訓練を受けられます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	高岡市きずな子ども発達支援センター	933-0062	高岡市江尻279番地	21-3615	高岡市
2	つくしの家といで	939-1116	高岡市戸出吉住503番地	63-3908	株式会社つくし工房
3	COCORO	933-0014	高岡市野村1328番地1	24-7556	合同会社サンセール
4	つくしの家高岡	933-0902	高岡市向野町4丁目31番地1	24-2733	株式会社つくし工房
5	【基】小規模共生ホームひらすま	933-0908	高岡市木町2番25号	25-5010	特定非営利活動法人ひらすま
6	【基】デイケアハウス手をつなごう	933-0045	高岡市本丸町13番24号	21-0976	特定非営利活動法人 デイケアハウス手をつなごう
7	【基】ファミリーサポートハウスわか木	933-0958	高岡市波岡61番地1	23-9080	有限会社ファミリーサポートハウス わか木
8	【基】富山型デイサービス ふく福	939-0111	高岡市福岡町福岡新295番地	64-2929	特定非営利活動法人ウエルネット
9	【基】小規模多機能ホームひらすまあらいべ	933-0908	高岡市木町1番40号	24-4021	特定非営利活動法人ひらすま
10	【基】富山型デイサービス もみじ	933-0331	高岡市中保1389番地1	31-5550	株式会社マスタ

＜医療型児童発達支援＞ 肢体不自由のある子どもたちが児童発達支援及び治療を受けられます。

	施設名	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	高岡市きずな子ども発達支援センター	933-0062	高岡市江尻279番地	21-3615	高岡市

＜放課後等デイサービス＞ 就学中の子どもたちが、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練を受けたり、社会と交流できたりします。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	つくしの家といで	939-1116	高岡市戸出吉住503番地	63-3908	株式会社つくし工房
2	チャイルドサポート こぼん	933-0857	高岡市木津991番地4	54-0463	特定非営利活動法人くるみ
3	そら	933-0918	高岡市大坪町4丁目48番地1	28-7272	アスイコ合同会社
4	ソラ	933-0056	高岡市中川1丁目5番34号	28-7272	アスイコ合同会社
5	放課後等デイサービス暖路	933-0954	高岡市美幸町1丁目4番55号	23-2755	株式会社和
6	つくしの家高岡	933-0902	高岡市向野町4丁目31番地1	24-2733	株式会社つくし工房
7	COCORO	933-0014	高岡市野村1328番地1	24-7556	合同会社サンセール
8	【基】小規模共生ホームひらすま	933-0908	高岡市木町2番25号	25-5010	特定非営利活動法人ひらすま
9	【基】春日の家	939-1112	高岡市戸出春日626番地	63-3980	エスエイチ株式会社
10	【基】デイケアハウス手をつなごう	933-0045	高岡市本丸町13番18号	21-0976	特定非営利活動法人 デイケアハウス手をつなごう
11	【基】ファミリーサポートハウスわか木	933-0958	高岡市波岡61番地1	23-9080	有限会社ファミリーサポートハウス わか木
12	【基】戸出おおかみの家	939-1102	高岡市戸出狼108番地14	63-3500	エスエイチ株式会社
13	【基】富山型デイサービス ふく福	939-0111	高岡市福岡町福岡新295番地	64-2929	特定非営利活動法人ウエルネット
14	【基】赤れんが	934-0093	高岡市放生津8番地1	50-8588	ハッピーライフ株式会社
15	【基】小規模多機能ホームひらすまあらいべ	933-0908	高岡市木町1番40号	24-4021	特定非営利活動法人ひらすま
16	【基】はなれの家	934-0093	高岡市放生津8番地6	50-8588	ハッピーライフ株式会社
17	【基】富山型デイサービス もみじ	933-0331	高岡市中保1389番地1	31-5550	株式会社マスタ

＜保育所等訪問支援＞ 支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

	施設名	〒	所在地	電話番号	経営主体
1	高岡市きずな子ども発達支援センター	933-0062	高岡市江尻279番地	21-3615	高岡市

【地域生活支援事業】（18ページ）

＜移動支援＞ 外出時に、ヘルパーが外出する手伝いをします。居宅介護（通院等介助）、行動援護、同行援護の対象となる方は、そちらが優先されます。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	社協ホームヘルプステーション	933-0866	高岡市清水町1丁目7番30号	23-2968	社会福祉法人高岡市社会福祉協議会
2	ホームヘルプサービスこぼん	939-1112	高岡市木津991番4	54-0463	特定非営利活動法人 くるみ
3	よろこび高岡南ケアセンター	933-0826	高岡市佐野654番地5 中部ハイツ1階	29-2561	社会福祉法人射水万葉会
4	よろこび高岡ケアセンター	933-0014	高岡市野村1844番地	73-9990	社会福祉法人射水万葉会
5	ニチイケアセンター能町	933-0005	高岡市能町南2番25号	27-5221	株式会社ニチイ学館
6	ニチイケアセンター高岡	933-0042	高岡市中川栄町5番13号	27-7280	株式会社ニチイ学館
7	生活サポートCo-co	933-0956	高岡市宮田町21番23号	30-4881	特定非営利活動法人Jam
8	あっさり介護サービス	933-0018	高岡市高陵町7番54号	21-5009	合同会社あっさり
9	【基】 つばさ21	939-1104	高岡市戸出町3丁目21番23号 コーポアサヒ103号室	63-6558	特定非営利活動法人つばさ21
10	【基】 エムアールテクノサービス	933-0002	高岡市吉久1-1-143	27-6003	エムアールテクノサービス株式会社

＜訪問入浴サービス事業＞ ヘルパーが自宅に訪問し浴槽を提供して入浴の手伝いをします。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	デイサービスセンターさかの苑	933-0961	高岡市佐加野1701番地	28-0088	社会福祉法人富山県西愛育会
2	鳳鳴苑デイサービスセンター	933-0834	高岡市藏野町3番地	31-4025	社会福祉法人福鳳会
3	アースサポート高岡	933-0865	高岡市蓮美町4番49号	26-7300	アースサポート株式会社

＜日中一時支援事業＞ 障がい者の日中活動の場を提供し、日常的に介護している家族が休息して頂けるよう支援します。

	事業所名称	〒	所在地	電話番号	運営主体
1	サポートかたかご	933-0911	高岡市あわら町5番1号	28-7890	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
2	かたかご苑	939-1254	高岡市滝新15番地	36-1636	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
3	すてっぷかたかご	939-1254	高岡市滝新15番地	36-1636	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
4	ファクトリーかたかご	933-0816	高岡市二塚657番地1	30-2025	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
5	ジョブライフ万葉	933-0816	高岡市長江660番地	23-0664	社会福祉法人たかおか万葉福祉会
6	アシストたての	933-0325	高岡市立野2412番地	31-4148	社会福祉法人手をつなぐ高岡
7	ワークスタかおか	933-0325	高岡市立野2412番地	31-4100	社会福祉法人手をつなぐ高岡
8	新生苑さくら通り	933-0353	高岡市麻生谷3796番地	31-1820	社会福祉法人たかおか新生会
9	新生苑つつじ通り	933-0353	高岡市麻生谷3796番地	31-1820	社会福祉法人たかおか新生会
10	そら	933-0918	高岡市大坪町4丁目48番1号	28-7272	アスイコ合同会社
11	【基】 小規模共生ホームひらすま	933-0908	高岡市木町2番25号	25-5010	特定非営利活動法人ひらすま
12	【基】 小規模多機能ホームひらすまあらいべ	933-0908	高岡市木町1番40号	24-4021	特定非営利活動法人ひらすま
13	【基】 デイケアハウス手をつなごう	933-0045	高岡市本丸町13番24号	21-0976	特定非営利活動法人 デイケアハウス手をつなごう
14	【基】 ファミリーサポートハウスわか木	933-0958	高岡市波岡61番地1	23-9080	有限会社ファミリーサポートハウス わか木
15	【基】 戸出おおかみの家	939-1102	高岡市戸出狼108番地14	63-3500	エスエイチ株式会社
16	【基】 ニ塚よりどころ	939-0816	高岡市ニ塚1316番地	63-1212	特定非営利活動法人よりどころ
17	【基】 富山型デイサービス ふく福	939-0111	高岡市福岡町福岡新295番地	64-2929	特定非営利活動法人ウエルネット

窓口一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
高岡市役所 社会福祉課	933-8601	広小路 7-50	20-1369	20-1371
〃 高齢介護課	〃	〃	20-1373	20-1364
〃 子ども・子育て課	〃	〃	20-1381	20-1665
〃 保険年金課	〃	〃	20-1363	20-1649
〃 市民税課	〃	〃	20-1257	20-1283
〃 健康増進課	933-0045	本丸町7-25	20-1345	20-1347
〃（福岡健康福祉センター内） 市民生活課	939-0192	福岡町大滝22	64-1433	64-8011
高岡市ふれあい福祉センター	933-0935	博労本町4-1	21-7888	21-7885
高岡市社会福祉協議会	933-0866	清水町1-7-30	23-2917	26-2379
〃 福岡支所	939-0132	福岡町大滝22	64-8114	64-8053
富山県身体障害者更生相談所	931-8443	富山市下飯野70-4	076-438-5560	076-438-5585
富山県知的障害者相談センター	939-8222	富山市蝸川459-1	076-428-0240	076-428-0241
富山県心の健康センター	939-8222	富山市蝸川459-1	076-428-1511	076-428-1510
富山県高岡児童相談所	933-0045	本丸町12-12	21-2124	22-1392
富山県高岡厚生センター	933-8523	赤祖父211	26-8414	26-8464
富山県総合県税事務所自動車税センター	930-0992	富山市新庄町馬場39-6	076-424-9211	076-424-9749
高岡税務署	933-0935	博労本町5-30	21-2501	
富山県視覚障害者福祉センター	930-0077	富山市磯部町3-8-8	076-425-6761	076-425-9087
富山県聴覚障害者センター	930-0806	富山市木場町2-21	076-441-7331	076-441-7305
高岡市志貴野身体障害者相談支援センター(身体)	933-0935	博労本町4-1	28-8670	28-8673
障がい者相談支援センターかたかご(知的)	933-0935	博労本町4-1 高岡市障がい者地域活動支援センター すまいる内	26-0808	26-0809
あしつきふれあいの郷 生活支援センター(精神)	933-0935	博労本町4-1	29-3335	29-3336
高岡障害者就業・生活支援センター	933-0935	博労本町4-1	26-4566	26-4567

障がい者虐待防止相談 【窓口】 高岡市社会福祉課

電話番号 20-1369、FAX番号 20-1371（8時30分～17時15分）

※ 上記以外の時間、土、日、祝日の受付は警備室電話20-1482までご連絡ください。

障がい者団体名簿

団 体 名	事務局電話番号	事務局FAX番号
高岡市身体障害者協会	25-4947	21-7878
高岡市手をつなぐ育成会	21-7877	21-7878
高岡地域精神障害者家族会 あしつき会	29-3335	29-3336
高岡市車椅子の会	23-6768	23-6768
高岡ろう友会		36-0125
高岡地区腎友会	24-7398	24-7398

障がい者に関するマークの紹介



国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確にするための世界共通のマークです。車椅子を利用する方のみを対象としたマークではなく、すべての障がい者を対象としたものです。このマークが表示されている駐車場では、障がい者手帳をお持ちの方だけでなく、歩行困難な方や高齢者、妊産婦等の方も利用することができます。



身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています（罰則はありません。）ホームセンターや、カー用品店で販売しています。



聴覚障がい者標識

聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。表示しない場合、道路交通法違反になります。反則金：4,000円
行政処分点数：1点
運転免許試験場内の売店等で販売しています。



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。



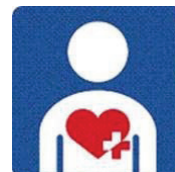
ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入口に貼るマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。



ハート・プラスマーク

「身体内部に障がいのある人」を表すマークです。

障がい者用駐車場は、車椅子や杖を利用している方などが自動車ドアを大きく開けて乗り降りできる駐車場です。最近では多くの施設に整備が進んでいますが、障がい者駐車場を必要としない方が駐車してしまい、必要な方が利用できずに困っているという声があります。また、視覚障がい者誘導用ブロック（通称：点字ブロック）の上に自転車などが置かれ、利用者の邪魔になることがあります。安全に暮らすために、マナーの向上について皆様のご理解・ご協力をお願いします。

障がい者のための福祉ガイド

編集・発行 高岡市福祉保健部 社会福祉課
高岡市広小路7番50号
電話 0766(20)1369

この印刷物は、政策目的随意契約制度を活用し、
障害者支援施設 志貴野苑に発注しました。